

第6次川崎町長期総合計画

「かわさき 誰もが主役になれるまち」

～あなたのちょうどイイを目指して～（可輪作希）

令和4年（2022年）3月

宮城県川崎町



はじめに

第6次川崎町長期総合計画策定にあたって



この度、これからの10年間、川崎町が目指すべき方向性を示した「第6次川崎町長期総合計画」を策定しました。

私は、この地に生まれ、育ち、暮らす人々が将来に向かって夢と希望を持ち、豊かな生活が送れるよう、町民目線・町民感覚を忘れずに、町政運営を進めてまいりました。

しかし、わが国においては、人口減少と少子高齢化の進展に加えて、地球規模での環境問題の顕在化や、新型コロナウイルス感染症による影響等、住民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況下で当町は、町民の豊かさを追求し、町民が安心して暮らせるまちを目指して、「かわさき 誰もが主役になれるまち」を本計画の将来像としました。人々が「誰もが主役になれる」まちの実現を目指して、計画に基づく様々な分野の施策に取り組んでまいります。

施策を行っていく中で、多くの課題に直面することが予想されますが、町民と行政が力をひとつにし、知恵を出し合いながら、計画の実現に向け努力していきたいと思っておりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、ご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、総合開発委員会委員、町議会議員並びに関係各位に対しまして、心から御礼申し上げます。

令和4年3月

川崎町長 小山 修作



町章 (昭和39年7月1日制定)

この紋章は、川崎の川を三重丸で表し、円は町民円満と団結の強さを示し、町の中心部を流れる北川・前川・太郎川の三大河川を表徴したものです。

川崎町民憲章 (昭和55年10月1日制定)

- 1 健康に心がけ、清潔で美しいまちをつくります。
- 1 互いにきまりを守り、明るく住みよいまちをつくります。
- 1 親愛の情をもち、みんなで助け合うまちをつくります。
- 1 生産にはげみ、ゆたかなまちをつくります。
- 1 教養を高め、すぐれた文化のまちをつくります。

町の花、木、鳥、獣 (昭和55年10月1日制定)



町の花 シャクナゲ



町の木 ドウダン



町の鳥 キジ



町の獣 カモシカ

目 次

第1編 序論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた計画	2
4 計画と川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	3
5 計画の構成	4
6 計画の期間	4
第2章 川崎町の課題	5
1 人口減少・少子高齢化の進展への対応	5
2 町の活力や魅力の向上・再発見	5
3 暮らしの質の向上	6
4 地域間交流の促進	6
5 町民参画によるまちづくりの推進	7
第2編 基本構想	9
第1章 まちづくりの基本姿勢	10
第2章 川崎町の将来像	11
第3章 将来の人口設計	12
第4章 まちづくりの基本方針	13
第5章 施策の大綱	15
第6章 重点的取り組み施策	22
1 子育て支援の充実	22
2 農業・林業の振興	22
3 移住・定住の推進	23
4 防災体制の充実	23
第3編 基本計画	25
第1章 子ども大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり [かわさき]	26
1 子育て支援の充実（重点）	26
2 子供の育成	30
3 健康づくりの推進	38
4 医療の充実	42
5 地域福祉等の推進	44

6 長寿社会の確立	48
7 生活の安定	52
第2章 身の丈にあったまちづくり [か輪さき]	54
1 農業の振興（重点）	54
2 林業の振興（重点）	60
3 移住・定住の推進（重点）	62
4 商業の振興	64
5 工業の振興	66
6 観光の振興	70
第3章 安心して暮らしていけるまちづくり [かわ作き]	72
1 防災体制の充実（重点）	72
2 安全な町民生活の確保	78
3 道路・交通体系の整備	84
4 計画的な土地利用	90
5 快適な居住環境の整備	94
6 定住の場の創出	100
7 川崎町らしい景観の保全と創造	102
8 自然環境の維持・保全	106
9 環境衛生の充実	114
第4章 協働のまちづくり [かわさ希]	120
1 町民参画の促進	120
2 効率的な行財政の運営	124
3 広域行政の促進	130
4 生涯学習の振興	132
5 地域文化の醸成	135
6 国際化の推進	138
7 スポーツ・レクリエーションの振興	140
8 青少年の育成	146
9 町民の主体的な活動の支援	150
資料編	153
1 第6次川崎町長期総合計画の策定体制	155
2 第6次川崎町長期総合計画策定の経緯	156
3 第6次川崎町長期総合計画の諮問及び答申	158
4 川崎町総合開発委員会委員名簿	160
5 アンケート調査結果（抜粋）	161



第 1 編 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

町政の目標と方向を長期的な視点から定めた川崎町の総合計画は、昭和46年度にスタートしました。平成23年度からは10年間を計画期間とする「第5次川崎町長期総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。

現代において、人口減少、少子高齢化の進展、住民の価値観やライフスタイルの変化、地震や豪雨等による災害の発生、情報通信技術の発達など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような情勢の中、環境と社会情勢の変化に対応したまちづくりを推進し、当町が目指すべき姿とその方向性を示す指針として、また、今後も町民が幸せに暮らすことができる持続可能なまちの実現に向け、「第6次川崎町長期総合計画」を策定します。

2 計画の性格

本計画は、これまでと同様に個別の行政分野に関する計画が整合性を図るべき町の最上位の計画として位置付け、長期にわたる行財政運営の指針となるものとします。

3 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた計画

持続可能な開発目標（SDGs）※の達成に向け、本計画で目指す各種の取組が、世界の目標であるSDGsの推進にもつながっている認識を持ち、住民や企業など多様な主体との連携を促進するため、計画の各種項目において、該当するSDGsのゴールを示すこととします。

※SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月に国連で採択された、2030年の達成を期限とする、国際社会全体の17の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画と川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

本計画は、人口減少対策や地方創生の視点に基づき、平成28年2月に策定された「川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期を包含する一体的な計画とします。そのため、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）は、本計画に掲げている施策の目標指標に位置づけます。

なお、策定する内容は、人口減少をはじめ、財政状況、インフラや公共施設の老朽化等、町を取り巻く状況を分析するとともに、国や県が策定している各種計画と矛盾が生じることがないものとしします。

5 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」から構成される2層構造とします。

6 計画の期間

(1) 基本構想

基本構想は、令和4年度から令和13年度（西暦2031年度）までの10年間とし、今後の町の姿を展望しつつ、「まちづくりの基本姿勢」、「川崎町の将来像」、「将来の人口設計」、「まちづくりの基本方針」、「施策の大綱」、「重点的取り組み施策」を定めます。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた施策の大綱を具体化するための施策を定めます。計画期間は前期と後期に分け、前期が令和4年度から令和8年度まで、後期が令和9年度から令和13年度までのそれぞれ5年間とし、後期基本計画策定時には前期基本計画の実施状況とその評価を分析し、計画に反映します。



第2章 川崎町の課題

1 人口減少・少子高齢化の進展への対応

近年の当町の人口は、平成12年の国勢調査以降、一貫して減少が続いています。少子高齢化も進行しており、この傾向は今後も続く予想されます。

このことから、町民が安心して過ごせるまちづくり、安心して子育てができ、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

- 町民が豊かに安心して過ごせる社会の形成（生きがいづくり）
- 町民が住み・働き続けられる社会の形成（雇用の確保、定住の推進）
- 子供たちが安心して成長できる社会の形成（子育て支援、学校教育の充実）

2 町の活力や魅力の向上・再発見

当町における就業者は、仙台市をはじめ町外に通勤される方が多く、令和2年度に実施したアンケート調査では、町外へ移りたいと考える方の割合が14.8%でした。一方で、町内に住み続けたいと考える方は51.3%と半数を超えており、世帯数も増加傾向にあります。

また、面積の8割を森林が占め、蔵王国定公園を有する当町は、豊かな自然環境や河川沿いなどに広がる農地が残されている一方で、国営みちのく杜の湖畔公園、複数の温泉、セントメリースキー場、ゴルフ場など、大規模な観光交流施設が立地しているといった特徴があります。

これからも、町民が豊かに暮らしていくためには、地域産業の振興が必要です。そのため、観光交流施設、近年は集約化・産地化が進んでいる農業、豊かな自然環境といった特性や資源を結び付け、新たな付加価値を生み出す施策の推進が求められています。

- 町の資源（自然環境等）を生かした産業振興（農林業・観光の振興、地域資源の活用）
- 自然環境・景観の保全・創出と活用

3 暮らしの質の向上

当町は子育て支援や健康・福祉サービスの充実が進み、住民アンケート調査でも高い評価を得ています。社会インフラにおいては、上下水道や町道の整備が進んでいますが、特に仙台市とさらなる連携強化を図り、様々な面で大きな影響を与えることが予想される国道286号赤石～碓石間のバイパス整備に、大きな期待が寄せられています。

また、医療・福祉の充実や、町中心部と点在する各集落を結び付ける町民バスなどの公共交通サービスの維持・運営も重要です。

豊かな自然環境の中にある当町には、美しい景観が点在しています。この景観は豊富な自然環境の表れであり、私たちが生活の中で創り上げてきた財産です。この自然環境の維持・保全を求める町民の声は多く、美しい景観の保全・創出は、地域の親しみや愛着を深めることにもつながります。

住民アンケート調査では、半数以上の方が川崎町は住みやすいと回答し、住みにくいと答えた方の割合を大きく上回っています。個人の価値観が多様化している現在、行政が住民からの要求のすべてにこたえることは困難ですが、町の魅力の向上を図るとともに、暮らしの質を高め、この町で暮らすことに誇りを持てるような地域イメージ（川崎らしさ）を確立することが大切です。

- 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全性の確保、子育て支援・医療・福祉の充実）
- 便利で快適に暮らせるまちづくり（道路・交通・住環境の整備、環境衛生の確保、自然環境の保全と活用）
- ゆとりがあり文化的に暮らせるまちづくり（歴史・文化・レクリエーション環境の整備、学習環境の充実）

4 地域間交流の促進

川崎町には様々な交流活動を実践できる場所があります。この活動をとおした町民のネットワークづくりや都市住民、学生との交流、さらには国際交流の推進などは、当町の今後のまちづくりの発展につながる可能性を秘めています。町民の意識改革やまちづくりの方向性を、町民で共有することが期待されます。

また、当町は仙台市や山形市との連携・交流において優位な立地条件にあるとともに、山形自動車道につながる東北自動車道など、高速交通体系にも恵まれた条件にあります。

今後は、こうした活動や地理的な優位性を生かしつつ、地域間の交流を深めていくとともに、川崎らしさを主張していくため積極的な情報発信が重要です。

- 仙台市や近隣市町との連携強化（幹線道路の整備、自治体間の交流）
- 町の魅力（自然環境等）の発信（情報発信、積極的なPR）
- 国際的な視野に立ったまちづくり（国際交流の推進）

5 町民参画によるまちづくりの推進

まちづくりの主体は住民であり、多様な側面を持つ各主体が相互に連携しながら、まちづくりに寄与していくことが重要となっています。現在は自治体としてとるべき方針を自治体自らが決定し、その決定に基づいて行政運営を推進していくことが求められています。しかし、町財政においては、人口減少、少子高齢化の進展などにより歳入が減少する一方で、福祉、医療に要する経費は増大傾向にあります。加えて、上下水道、道路などのインフラや公共施設の老朽化が進み、その維持管理は今後も継続的に必要です。

このような状況下においては、行政運営の効率化とまちづくりに対する町民参画が一層求められます。まちづくりは行政だけで成し遂げられるものではなく、住民が意欲的かつ主体的に取り組むかによって、その成否が大きく左右されます。

まちづくりに対する町民参画をより拡充するためには、様々な方からの意見の集約や話し合う機会の充実が必要です。これまではまちづくり懇談会などをおして、まちづくりに対する意見、要望、提案が出されていますが、より町民がまちづくりに参画しやすい環境の整備が望まれます。

- 行政運営の効率化
- 協働のまちづくり（町民参画の推進）



第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本姿勢

川崎町を取り巻く環境や課題を踏まえ、次の4つを基本姿勢としてまちづくりを進めていきます。

1 「可」能性の追求

町民がまちづくりに参加する機会を増やすとともに、行政と町民が様々な手段による情報の共有を行い、町民の声を大切にすまちづくりを進めます。また、まちづくりの目標実現に向け行政組織を機能的なものとし、効率的な事務体制の確立と職員能力の向上を図ります。

加えて、町民が「いつでも」「誰でも」学ぶことができ、いきがいを感じられるような環境を推進します。

2 あらゆる「輪」が織りなす未来

川崎町の歴史や文化、人材を「縦糸」に、自然、環境を「横糸」にして、織りなす未来の姿を描くとともに、様々な主体が連携し産業が振興することで地域が活性化すまちづくりを目指します。

3 様々な幸せを呼び込む風土「作」り

川崎町には豊かな自然や景観、温泉、国営みちのく杜の湖畔公園などの大規模なリゾート・レクリエーション施設、歴史的・文化的資源のほか、人材や組織なども含めた有形・無形の地域資源が豊富に存在します。これらの資源を活用し、新たな付加価値を生み出す施策を推進します。

4 「希」望に満ちた日々の追及

川崎町の将来を担う子供たちが健やかに暮らし、また町に住んで家庭を築き、子供を育ててよかったと思えるように、仕事と子育ての両立等を図り、総合的な支援による子育て環境を充実させます。また、高齢化に対応した健康づくりの推進や、医療・福祉環境の整備に努めます。



川崎町の将来像

「かわさき 誰もが主役になれるまち」

～あなたのちょうどイイを目指して～（可輪作希）

川崎町は面積の約8割が森林で、緑豊かな住環境のなかで美しい景観が点在しています。このように恵まれた自然環境と先人たちの努力の積み重ねの上に、現在の川崎町があります。

このような恵まれた自然環境に基づく「住みやすさ」を守りつつ、大規模なリゾート・レクリエーション施設が存在する立地条件を活かしながら、将来も住み続けられるまちづくりを進めます。そして、川崎町に関わる人々が愛着を持ち、「誰もが主役になれる」と感じられるまちの実現を目指します。

併せて、現在の当町の生活環境を維持発展させ、「町民の誰もが自分の尺度で幸せに暮らせるちょうどイイまち」を実現するための将来像とします。

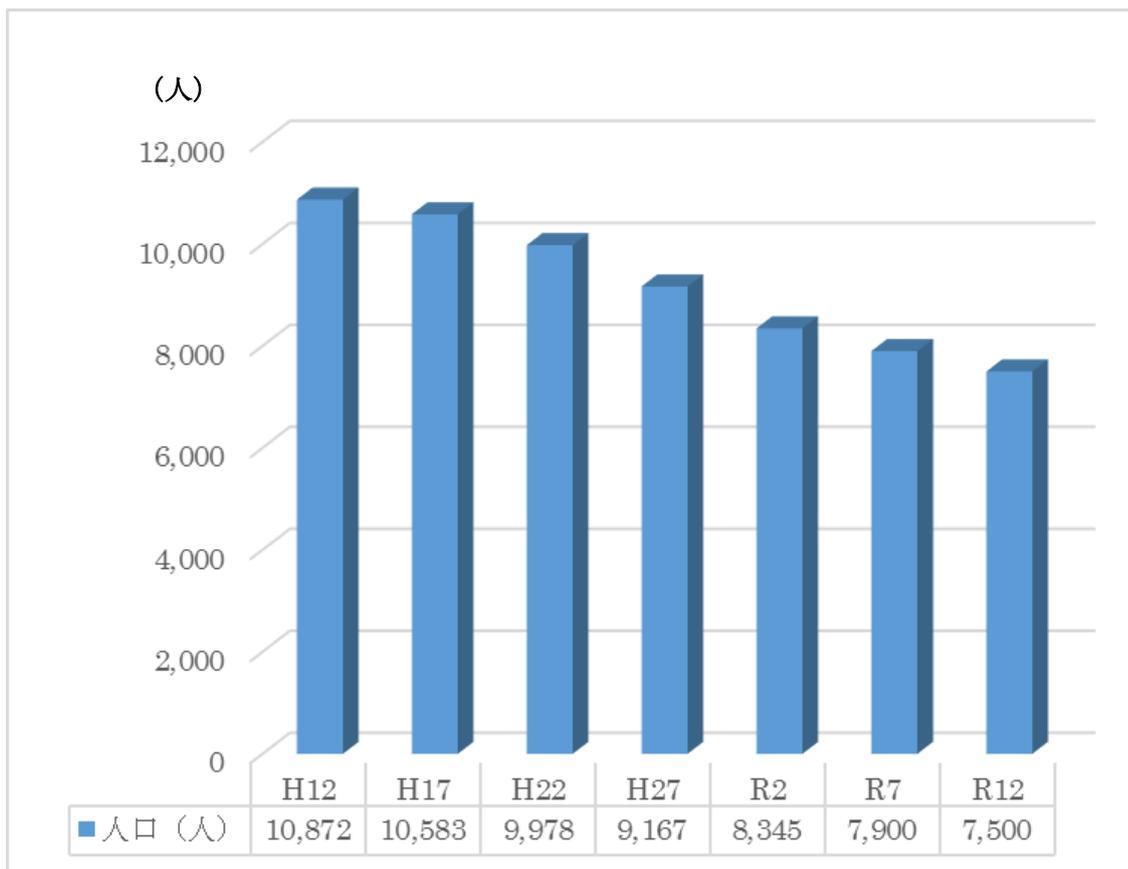


第3章 将来の人口設計

当町の人口は、戦後のベビーブームや旧富岡村支倉地区との合併に伴い、昭和30年に13,636人とピークを迎えました。その後、昭和45年にかけて10,344人まで減少していますが、これは釜房ダムの建設や高度経済成長に伴う人口流出があったためと考えられます。そして、いわゆるバブル経済期を含む平成12年までは、団地開発などの住環境整備が進んだこともあり、人口は微増微減の横ばいの状況が続きました。

しかし、平成12年以降は少子高齢化等の影響もあり、一貫して人口の減少が続いており、令和2年国勢調査では8,345人でした。前回の国勢調査と比較すると人口増減率の差は-0.84%と縮小しているものの、このまま減少が継続した場合、西暦2040年には5,796人まで人口が減少するという推計もあります。

こうした状況を踏まえ本計画では、当町の人口について今後も減少が続くことは避けられないものと認識しつつ、移住定住の促進や出生率の向上に向けた様々な施策等を総合的に講じていくことにより、その減少幅を抑えることを目標として、計画最終年度前年にあたる令和12年（西暦2030年）の人口を、7,500人と設定します。



※資料：国勢調査（H12～R2）
R7・R12：目標人口

第4章 まちづくりの基本方針

今日、私たちの暮らしは物資的に豊かになりましたが、その一方で心の豊かさやゆとりのある生活を求める人が増えてきました。また、社会の成熟化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進み、少子高齢化の進展、災害の発生、情報通信技術の発達、感染症の世界的な流行など、私たちが直面する課題も多岐にわたるものとなっています。

こうした状況下で私たち川崎町民が豊かな暮らしを享受していくためには、「日々の暮らし」や「仕事」といった川崎町で過ごす時間の価値を高めること、また、それを「支える基盤」と「実現する仕組み」を町民と行政が一体となって実現していくことが必要です。

現在の地域社会は様々な面で多くの課題を抱えています。広くは地球環境問題や持続可能な社会づくりの推進であり、身近な暮らしの中では働く場の確保や、安心した生活を送るための福祉・医療の充実、生涯を通じた心身の健康維持、安心・安全なまちづくり、さらには自然・歴史・文化の再認識、川崎町らしい景観の保全や創造などです。また、地域文化の創造や再発見、情報の発信、人的交流の推進なども重要な課題となっています。

そこで川崎町では、多様な価値観に基づく町民の豊かさを追求し、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりを達成するため、以下の4点を基本方針として設定し、まちづくりを進めます。

【まちづくりの基本方針】

- 1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり（可わさき）
- 2 身の丈にあったまちづくり（か輪さき）
- 3 安心して暮らしていけるまちづくり（かわ作き）
- 4 協働のまちづくり（かわさ希）

1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり（可わさき）

「可」能性の追求

川崎町に関わる全ての「ヒト」が力を合わせることで無限の「可」能性が広がる仕組みを作ります。

⇒誰もが情報を共有し「一人ひとり」の声を大切にしていきます！！

2 身の丈にあったまちづくり（か輪さき）

あらゆる「輪」が織りなす未来

いつまでもどの世代も「輪」をつくり自分に見合った心地良さを追求できる仕組みを作ります。

⇒むり・むだ・むらを排除し、限りある財源・人材を最大限活用しながら、川崎町らしさを追求します！！

3 安心して暮らしていけるまちづくり（かわ作き）

様々な幸せを呼び込む風土「作」り

未曾有の災害や感染症の拡大、どのような時代でも力強く生活していくために必要となる様々な好「作」用が働く仕組みを作ります。

⇒「ヒト」や施設あらゆる財産が強靱性を兼ね備えることで、自助・共助・公助が適切にはたらく顔の見える関係性を築き続けます！！

4 協働のまちづくり（かわさ希）

「希」望に満ちた日々の追及

川崎町民誰もが「希」望に満ちた日々を過ごせるような仕組みを作ります。

⇒町民だけでなく様々な機関や団体の協力を得ながら、多くの方々がまちづくりに参画する機運を高めます！！

第5章 施策の大綱

川崎町の将来像を実現するため「まちづくりの基本方針」に基づき、施策を体系的にまとめたものを「施策の大綱」として、次のとおり整理します。

1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり

子供からお年寄りまで町に住むすべての人が健康的に毎日の生活を営めるようにするため、身も心も健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちをつくります。

(1) 子育て支援の充実

安心して子供を生み育てられる環境整備を進めるため、様々な不安や悩みを相談できる場や交流の場を整備するとともに、各種保健・福祉施策を展開します。また、共働きや核家族世帯など様々なニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの提供に努めます。

(2) 子供の育成

幼児期における教育の推進や小・中学校の連携による一貫した取り組みの中で、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた指導を行い、確かな学力を身に付けるとともに、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間、心豊かな人間の育成を進めます。また、それらを実現するため、教員の資質の向上、地域全体で子供を育てる環境や質の高い教育環境の整備に努めます。



(3) 健康づくりの推進

町民の総合的な健康づくりを進めるため、健康に関する正しい知識の普及と意識の向上を図りつつ、健康増進事業や食育事業を展開します。また、健康推進員との連携や生活習慣病の発症予防に重点をおき、重症化予防を推進します。さらに、受診しやすい環境整備に努めながら各種健診活動を実施し、検診データに基づく保健指導やフォローアップの充実・強化を図ります。

(4) 医療の充実

町立病院の役割を強化し、今後とも患者の医療需要に応じた医療内容の充実に努めていきます。また、身近な医療機関と高度な中核的医療機関との機能分担を進めるとともに、地域における保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実を図ります。

(5) 地域福祉等の推進

行政と町民等が役割を分担しながら住民参加による福祉活動を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。また、障がいがあっても安心した生活が送れるよう、バリアフリー化などの環境整備や福祉サービスの充実を図ります。

(6) 長寿社会の確立

高齢者が活力ある日々を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる社会参加の推進や多様な活動が行える生きがいの充実に努めます。また、在宅福祉を基調にした福祉サービスの提供と地域ケアシステムの整備、介護保険サービスの充実等を進めます。

(7) 生活の安定

町民が安心して生活できる相談体制の整備を図るとともに、生活保護制度など各種支援制度の適正な活用に努め、低所得者世帯の経済的自立を支援します。

2 身の丈にあったまちづくり

日々生活し、また自身の時間を豊かに過ごすためには、生活の基盤となる「働く場」が必要です。川崎町の自然環境を活用した職場、知識・経験を生かして働ける職場など、町の身の丈にあった雇用の場を確保するとともに、移住・定住を推進し、人口減少を抑制したまちをつくります。

(1) 農業の振興

当町の重要な産業である農業は、職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、新たな園芸作物の栽培実証や産地化を図ります。また、農業施設の整備やほ場整備などによる生産基盤整備を進めるとともに、農地の流動化を促進し農地の集積化を図ります。

加えて、野生動物による農作物の被害防止を徹底し、不作付地の解消に努めます。さらに、新規農業就業者に対する積極的な支援や都市住民等の受け入れ支援を促進します。

(2) 林業の振興

低コスト林業の推進と、造林地をはじめとした森林の適切な管理を進めていきます。町内産木材の需要拡大に係る施策を展開し、町内産木材を使用した住宅建設に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。

(3) 移住・定住の推進

移住定住と起業サポート機能を有する施設である「みやぎ川崎 SPRING」を管理運営し、町の移住定住に関する相談窓口の拠点とします。

また、空き家等の有効活用をとおして、移住定住の促進につながる空き家バンク制度や各種移住支援事業の取り組みを、地域おこし協力隊とともに実施します。

(4) 商業の振興

様々な業種や大学、金融機関との連携により新しい価値を創造し、全世代が安心して事業を継続できる、多様性がある魅力的な商店街づくりを目指します。また、国営みちのく杜の湖畔公園等の集客が見込める施設や、EC サイトを活用した外部での新たな販路の拡大と商品券等を活用した内部の需要喚起を行い、町内外へのアプローチにより売上の向上を図ります。

(5) 工業の振興・企業誘致活動の推進

既存企業の経営の安定、近代化を促進するとともに、利便性の高い高速交通体系を活かしながら宮城県と連携を強化し、自然環境を損なわない企業を基本に誘致促進を図っていきます。

また、当町は閉校した旧小学校施設が複数存在することから、旧小学校施設の地域性等を踏まえながら民間による効果的な利活用を推進し、地域力の向上を図ります。

(6) 観光の振興

特産品やイベントの PR と一体となった観光宣伝を積極的に行い、誘客の促進につなげます。また、SNS 等を活用した観光情報の発信を強化し、新たな観光企画を検討していきます。さらに、観光と農業の連携促進を図るほか、インバウンド需要に対応できる環境の整備に取り組んでいきます。



3 安心して暮らしていけるまちづくり

川崎町で過ごす豊かな時間を支えるのは、災害からの安全性の確保に加え、上下水道や道路、情報基盤などの社会インフラや、ゆとりある住環境です。町の魅力である自然環境や、歴史・文化の保全と活用を図りながら、「快適な住環境」と「自然豊かな農村環境」が調和したまちをつくります。

(1) 防災体制の充実

災害を未然に防止し、町民の人命・財産を守る治山・治水・砂防事業を促進します。また、安全な生活を確保するため、消防力の強化や交通事故等の発生防止に努めます。

消防力については、常備消防との連携強化、消防施設の充実と併せ、消防団の充実や自主防災組織の育成・強化、家庭や学校での防災意識の向上等を進めます。

(2) 安全な町民生活の確保

交通安全対策について、交通安全意識の啓発とともに関係する施設の整備、関連団体との連携を図ります。

防犯体制については、コミュニケーションづくりを基本とする地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図るとともに、町民の防犯意識の醸成を図ります。

加えて、消費者トラブルの被害防止や救済に向けた取り組みを行い、自主的に判断し合理的に行動できる消費者を育成するための啓発と教育を推進します。

(3) 道路・交通体系の整備

山形市並びに山形県との連携強化や交流促進を図るうえで重要な国道 286 号の早期完成、国道 4 号の機能を補完する国道 457 号等の整備促進を図るため、関係機関への働きかけを継続します。また、町内の主要道路においては、歩行者の安全にも配慮した整備を推進します。

さらに、当町の地理的条件や高齢社会の進展に対し、町民の移動の足を確保するため、既存町民バス路線等の運行の充実を図ります。

(4) 計画的な土地利用

町の恵まれた自然環境を将来にわたって保全・活用していくため、土地利用規制の適正な運用と、自然環境との調和を考慮した土地利用計画の推進を図ります。一方で町の中心部については、賑わいを創出するためにも空き家等の再利用の推進を図ります。

(5) 快適な居住環境の整備

水道については、計画的かつ安定的に水道事業を運営していくため、水道事業基本計画策定に向けて取り組んでいきます。また、老朽化した水道施設や配水管布設替工事を計画的に推進していきます。

下水道については、公共下水道事業と合併処理浄化槽の組み合わせにより、下水道事業の経営健全化を図りながら水洗化率 100%を目指すとともに、下水道処理区域以外では合併処理浄化槽の設置を推進します。

既設公園やグラウンドについては、町民の身近な交流の場や子供たちの遊び場として、地域住民との協働により維持管理に努めるとともに、緑化や親水空間の整備を推進します。

(6) 定住の場の創出

町で整備した支倉清水向地区の住宅分譲地の販売促進を図るほか、老朽化が進んでいる町営住宅については、計画的な補修・建て替えを推進します。

(7) 川崎町らしい景観の保全と創造

当町の景観を構成する重要な要素である蔵王連峰の眺望と調和した景観づくりを進めます。多くの人々が利用する国道 286 号バイパス沿道や町中心部、釜房湖周辺地域は、蔵王連峰の眺望が美しい区間であることから、川崎町景観条例に基づき、建築物の高さ、意匠、色彩など景観に配慮した建築物の誘導を推進します。

また、豊かな山林から生み出される水は町の貴重な自然資源となっており、この美しい水が創る河川・ダム景観については、今後も保全に取り組んでいくとともに、笹谷街道の松並木についても、町を代表する歴史的な景観として、その保全・育成を推進します。

(8) 自然環境の維持・保全

町域の約 8 割を占める森林は、豊かで優れた自然環境であるとともに水源涵養を担う大切な水源となっており、今後もその保全と乱開発の抑制を推進します。また、環境教育、住民参加による森林整備等、様々な保護・保全活動を展開していくほか、河川・ダムを活用したイベント等により、広く町民に水質保全や水源涵養に対する啓発を図ります。

さらに、脱炭素社会を実現するため、省エネルギー化の推進をとおして、各家庭、公共施設、事業所に対してその意識啓発に努めるほか、再生可能エネルギーの利用を促進します。一方で、川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を適切に運用し、民間事業者による再生可能エネルギー発電事業が、当町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目指します。

(9) 環境衛生の充実

ごみの収集・処理については、収集処理体制の充実と地域ぐるみの減量化を進めるとともに、不法投棄に関する監視体制の強化を図ります。また、野焼き防止の周知徹底や工場等における公害防止対策の推進により、公害の発生を未然に防止します。

4 協働のまちづくり

川崎町の将来像の実現に向けて、行政は行うべき事業を限られた財源の中から取捨選択し進めますが、それだけでは目標を達成できません。町民と協力しながら、行政は町民が主体的に行う活動を支援し、共に力を合わせてまちづくりを進めることができるまちをつくります。

(1) 町民参画の推進

行政主導型のまちづくりから、町民力または地域力を重要視したまちづくりに行政が支援する体制へとシフトし、町民がまちづくりに参画する機会を増やすとともに、様々な媒体による情報提供や情報の共有化、話し合いの機会拡充を通じて、町民及び行政職員の意識啓発を図ります。

(2) 効率的な行財政の運営

まちづくりの目標実現に向けて行政組織を機能的なものとし、合理的な事務処理体制の確立と職員能力の向上を図ります。

財政経営にあたっては、地方財政をめぐる厳しい環境を踏まえ一層の経費縮減による財政の健全化、事業の「選択と集中」、また、持続可能性の保持と地域活性化のバランスを見定めた財政経営の展開を図り、情報開示の徹底を進めます。

一方で、町税やふるさと納税による自主財源の確保に努めるほか、納付環境の整備や未納金の徴収強化を図り、納付率の向上を推進します。

(3) 広域行政の促進

行政の運営を効率的・効果的に行っていくため、広域行政を推進するとともに、広域連合や広域的枠組みの議論に前向きに参加します。また、周辺市町との相乗効果を見据えた地域活性化策を推進し、近隣市町の共通課題を解決するために必要な事業については、周辺市町と連携して積極的に進めていきます。

(4) 生涯学習の振興

町民が生涯を通じて学習できる体制づくりを行うため学校教育、社会教育、家庭教育の連携による生涯学習体制の整備に努めるとともに、講座の拡充等、多様な町民の学習ニーズを支えるための施策を展開します。

また、生涯学習の拠点施設及び社会教育関連施設の整備・維持管理や、学校開放等による施設利用を推進します。

(5) 地域文化の醸成

当町の各地域に点在した文化芸術の交流機会を設定しながら、文化芸術活動を推進します。また、学校教育等の中に地域文化の保全や継承を取り込むほか、中世城郭跡等の歴史的遺構の調査研究と整備を行い、地域資源としての活用を図ります。

(6) 国際化の推進

グローバル化の進展に対応できる人材の創出を図るほか、外国人の町内居住、訪問に対応したまちづくりや交流活動を支援することで、外国人にとっても住み心地の良い風土づくりを展開します。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

「競技」、「健康」、「レクリエーション」、「リハビリテーション」の4本を生涯スポーツの柱として推進するほか、「町民ひとり1スポーツ」を基本に、各種教室や大会等の開催を推進し、指導者の育成及びスポーツ人口の拡大を図ります。

(8) 青少年の育成

家庭、学校、地域それぞれの連携のもと、スポーツや地域活動等をとおして、青少年の健全育成を図ります。

(9) 町民の主体的な活動の支援

行政区を基本にコミュニティ活動を活発化し、地域内協働の気運づくりに努め、活動の拠点となる公民館分館の事業を活性化するほか、地域住民が主体となった道路緑化や水路等の清掃活動などを推進します。

また、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮し、男女がともに仕事と家庭、地域生活との調和を大切にする心豊かな社会づくりを推進します。

公共サービスの担い手として、社会に欠かせない存在となっている NPO については、活動や設立の後方支援を行うとともに、行政との協働事業の推進を図ります。

第6章 重点的取り組み施策

川崎町の将来像の実現に向けて、今後10年間で戦略的に取り組むべき重要な施策を、「重点的取り組み施策」として次のとおり設定します。

1 子育て支援の充実

仙台都市圏の通勤圏にある当町では、仙台市等に通勤する子育て世代が子供を安心して産み育て、健やかに成長させることができる環境を整備することが重要です。子育て期における保健、福祉的対応を含め、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりを行うとともに、様々な不安や悩みを相談できる場の整備や、多様な住民ニーズに対応した保育サービスの充実に取り組み、優れた子育て環境を整備します。

また、保育・教育の一貫性と質の向上を図るため、かわさきこども園の機能充実や、小・中学校の連携した取り組みによる教育環境の充実、加えて学校・家庭・地域が一体となり、地域全体で子供を育む環境づくりを進めます。

2 農業・林業の振興

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となり、農業者が地域の他産業従事者並の所得を得られるようにするため、生産性の高い農業の実現を目指します。そのため、新たな園芸作物の栽培実証や産地化を図り、農業施設の整備やほ場整備などによる生産基盤整備を進めるとともに、農地の流動化を促進し、農地の集積化を図ります。

また、野生動物による農作物の被害防止を徹底し、不作付地の解消に努めます。さらに、新規農業就業者に対する積極的な支援や、都市住民等の受け入れ支援を促進します。

林業は、低コスト林業の推進と、造林地をはじめとした森林の適切な管理を進めていきます。町内産木材の需要拡大に係る施策を展開し、町内産木材を使用した住宅建設に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。



3 移住・定住の推進

定住人口を確保し、川崎町の行政サービスやインフラ、雇用、地域コミュニティを維持するため、移住・定住の推進を図ります。そのために、移住定住と起業の支援機能を有する施設「みやぎ川崎 SPRING」を管理運営し、町の移住定住に関する相談窓口の拠点とします。

また、空き家等の有効活用をとおして、移住定住の促進や町民と移住者との交流の拡大につなげる空き家バンク制度をはじめとした移住支援事業の取り組みを、地域おこし協力隊とともに実施していきます。

移住定住・起業サポートセンター みやぎ川崎 SPRING



4 防災体制の充実

町民の安全な生活を確保するため、災害を未然に防止し、町民の人命・財産を守る治山・治水・砂防事業を促進します。

また、消防力の強化のため、常備消防や救急体制の強化、消防施設の充実と併せて、消防団の充実や自主防災組織の育成・強化を図ります。

さらに、地域や学校での防災意識の向上を進めるほか、防災対策品の計画的な備蓄により有事への備えを強化し、宮城県総合防災情報システム等の活用による迅速かつ正確な防災情報の発信に努め、また、未曾有の大災害への準備強化として、国土強靱化地域計画に基づいたハード、ソフト事業を計画的に実施します。

第3編 基本計画

注) 次ページ以降で、は重点的取り組み施策の関連分野を示します。

第1章 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり【可わさき】

1 子育て支援の充実

重点

①子育て家庭の支援

現況と課題

- 当町では少子高齢化が進み、核家族・単身世帯が増加傾向にあります。昔ながらの祖父母や家族の手助け、地域ぐるみでの支援・協力が困難な状況であるため、子育てへの不安や戸惑いを感じる親が増加しています。この状況を踏まえ、子育て中の親への多様な支援を充実していくことが必要となります。
- 子供のいる家庭のライフスタイルや働き方が変化し、特に母親が感じる子育ての不安や孤立感などは、子供の心身の健やかな発達の妨げや児童虐待の発生につながる要因にもなります。様々な相談に対応し、家庭における子育ての負担や不安を軽減し、子育ての楽しさを広げていく必要があります。
- 子供のいる家庭が地域の中で健やかに安心して子育てができるよう、地域資源・人材の効果的活用にも努めながら、社会全体で支援していく環境づくりが必要です。

基本方針

- ①相談体制の充実
妊娠、出産、子育て期までの母子や家族が、顔の見える関係のもと、切れ目なく相談でき、必要な支援やサービスを受けられるよう、ワンストップ総合相談窓口の体制を整えます。
- ②親と子の健康づくりの充実
心身ともに健全な子供の誕生と成長に向け、保健指導・相談や健康診査の充実を図ります。その中で子育て支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を図りながら、予防的な支援やサービスを提供できるよう努めます。
- ③経済的支援の充実
子育て家庭の経済的負担軽減のため、医療費助成や各種手当の支給と合わせ、町独自の支援策を講じながら、ゆとりある家庭環境づくりを推進します。
- ④ひとり親家庭の福祉の充実
生活実態の把握に努めるとともに、生活不安の解消や地域における安定した自立生活支援を確保するため、町民ニーズに応じた各種援護事業を推進します。

主要施策

- 子育て世代包括支援センター(子育て総合相談窓口)による包括的な支援
- 母子保健事業の充実
- 医療費助成の充実
- ひとり親家庭に対する支援
- 各種援護制度の啓発と母子福祉資金貸付制度等の有効利用
- 誕生祝い金や応援助成券支給による経済的支援

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
子育て環境の充実	子育て相談体制に満足している保護者の割合増加

母子父子世帯の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
母子世帯数	66	61	59	54	55
父子世帯数	27	18	16	14	14

資料:保健福祉課

子育て世代包括支援センター(子育て相談室)



②子育て環境の充実

現況と課題

- かわさきこども園は、就学前児童を対象に子供の成長と発達を見据えて一貫した教育・保育を実施し、心身ともに健康で心豊かな子供の育成に努めています。また、児童で保護者が就労のため、放課後の時間に家庭にいない児童の健全育成の場として、各小学校に3か所（川崎児童教室、碁石児童教室、今宿児童教室）の放課後児童教室を開所し、遊びや生活の場を提供しています。
- 少子化、若者の定住対策、後継者問題は、当町の重要課題の一つであり、若者定住に向けた子育て支援の整備が求められています。
- 特に生活環境面では、共働きや核家族の増加とともに、こども園等への早期からの集団生活や教育を求める保護者が増加しており、引き続き保育教諭の確保に努めていくことが必要です。また、こども園や幼稚園を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子供を対象として、多様なニーズに応じた子育て支援の充実が必要です。

基本方針

①交流の場の充実

安心して子供を産み育てることができるよう、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりができる場の充実を図ります。

②保育サービスの充実

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、乳幼児期からの教育・保育、一時預かりなどを希望する家庭が増加している中で、安心して育てながら働けるよう保育・教育体制の充実を推進します。また、小学生の放課後における学童保育を希望している家庭についても、保育体制の充実を推進します。なお、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても充分配慮し、こども園・幼稚園・小学校の相互の環境や子供の実態を把握し、理解を深めることで子供の継続的な支援ができることと、入学時の年長児の不安を和らげ、スムーズな地域移動ができ、「小1プロブレム」の解消につなげていくために必要な位置づけととらえ、継続的かつ計画的に推進していくよう努めます。

主要施策

- 子育て支援センターの交流の場の充実
- かわさきこども園運営の充実
- 富岡幼稚園運営の充実
- 児童教室運営の充実

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
かわさきこども園・児童教室の待機児童	0人

保育所等児童数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
かわさきこども園	204	199	190	192	177
富岡幼稚園	18	16	12	12	12
川崎児童教室	71	86	103	106	94
碁石児童教室	14	17	29	20	14
今宿児童教室	33	37	35	30	34
合 計	340	355	369	360	331

資料: 幼児教育課



2 子供の育成

①確かな学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成

現況と課題

- 小中学校の使命は「変化の激しい社会をたくましく生き抜いていく素地を養うこと」であり、児童生徒の実態や地域の特性を踏まえた特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を粘り強く確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められています。
- 少子化の波は当町にも着実に押し寄せています。2010年に767人だった児童生徒数は2021年に500人となり、3割を超える減少となっています。少ない人数の状況にあっても児童生徒同士が自他のよさに気づき、互いを認め合いながら切磋琢磨し、豊かな心と体を育てていくことが教育活動には欠かせません。
- 多様性を当たり前のこととして受け入れる社会の実現が叫ばれています。学校においても、児童生徒一人ひとりの特性を見極め、工夫改善を行いながら学びやすさを追求し、共に学ぶ教育の推進が求められています。
- 未曾有の大災害となった東日本大震災から10年が経過しました。震災以降に生まれた子どもたちの入学がこれからも続く中、今後も想定される様々な自然災害から身を守る術を身に付けさせていかなければなりません。また、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症のような未知なる疾病が瞬時に世界的大流行となる時代において、正しい知見に基づいた予防対策を学び実践する態度の育成も欠かせません。
- 学校内における無線によるインターネット通信環境の構築と、児童生徒1人1台のタブレット端末の配備が2021年3月末までに完了しました。いつの時代も新しい技術の利活用には光と影の部分があります。児童生徒のタブレット端末利用に当たっては、情報モラルの指導と、玉石混交する情報の中から根拠が明確で信頼性のあるものを選択する素地の育成が求められます。
- 学習指導要領が改訂され、小学校は2020年から、中学校は2021年から全面的に実施されています。一人ひとりの教員は改訂の趣旨を踏まえ、絶えず研究と修養に努めることが求められており、学校と町教育委員会が連携し、より充実した研修を進めていくことが必要となります。



基本方針

- ①「確かな学力」を育むための落ち着いた学習環境づくり
教員補助員を各校に配置し、配慮を要する児童生徒の学びや学級生活の支援を行うことで、学級担任や教科担任が授業に集中できる環境づくりを行います。
- ②特別支援教育への理解と連携推進
こども園・幼稚園・小学校・中学校と関係機関が連携しながら、幼児期から特性の把握に努め、家庭の理解を得る取り組みを積み重ねながら、将来的な姿も見据え、個に応じた適切な教育、支援に努めます。
- ③地域人材や専門家などを活用した体験的学びの提供
学校と連携しながら地域の人材や専門家を活用した様々な教育活動を取り入れ、人との出会いや体験的な活動、先進的な知識や技能の一端に触れる学びなどを通して、自己の持ち味や個性を理解し、他との協調性を大切にしながらたくましく生き抜く力の素地育成を支援します。
- ④防災教育の重視
全ての学校が児童生徒の発達段階に応じて指導を行う実践的な防災教育の在り方について、常に見直し取り組みます。
- ⑤教員の指導力向上
各校の現状を踏まえた課題、改善の方向性について意見交換を行い、県教育委員会の研修事業なども活用し、研修の充実を図り、教員一人ひとりの指導力向上に努めます。

主要施策

- 教員補助員等を配置した落ち着いた学習環境の構築
- 配慮を要する児童生徒及び家庭への就学支援体制整備
- 地域人材などを活用した体験的教育活動の推進
- 被災地訪問などを取り入れた防災学習の推進
- 学習内容の定着を深める指導方法工夫改善を核とする教員研修の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
確かな学力の定着	学力の向上
志教育の推進と職場体験活動（キャリア教育）の充実	勤労観・職業観の意識向上

現況と課題

- あらゆる教育活動をとおして生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。
- 日常生活に加え、自然体験活動、文化・社会体験活動、ボランティア活動へ取り組みや読書などにより、多様な価値観と出会ったり、互いにコミュニケーションを深め合ったりする中で、喜びや感動を味わい、また、異なるものを受け入れる寛容な感性を養うことも大切です。
- いじめや問題行動の解決には早期発見・早期対応が第一と言われています。日ごろから児童生徒に対する目配りや気配りをしながら、学校・家庭・関係機関が連携したきめ細かな情報共有と適切な支援が必要です。また、不登校児童生徒については、相談体制のさらなる充実や居場所づくりが必要となっています。
- 地球規模の環境問題についても関心を持ち、正しい知識と理解を深め、小中学生として身近にできることを考え、実践する態度を養う中で、環境保全を意識しながら「脱炭素社会」に生きる人材の育成が必要となっています。

基本方針

- ①規範意識の涵養と豊かな人間性・社会性の育成
「早寝・早起き・朝ごはん」の標語に代表される生活習慣の確立を推奨し、当たり前前を当たり前に行う児童生徒の育成に努めます。また、周囲の大人たちが児童生徒の活動の姿を見守り、認め、励ます中で社会性の育成に努めます。
- ②幼児期における教育の推進
ブックスタート※事業や本の読み聞かせ等の充実、小学校との交流を積極的に行い、就学前の子供たちの心豊かに学ぼうとする意欲や、健全に生活する態度の育成（学ぶ土台づくり）に努めます。
- ③読書活動の推進
「川崎町子供読書活動推進計画」に基づき、子供の発達段階に応じた読書の普及に努めます。
- ④いじめ、不登校対策の充実
いじめや不登校など悩みや不安を抱える児童生徒については、スクールカウンセラー等の専門家を交え、学校・家庭・関係機関が情報を共有し、きめ細かな支援に努めます。また、令和元年7月に開設した「かわさき子どもの心のケアハウス」は、社会との関わりを育む居場所の一つとして活用を推進を図ります。
- ⑤環境教育の推進
川崎町の豊かな自然を生かした体験活動をとおして環境のすばらしさを体感させ、環境保全の意識を育みます。

※ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。日本では2001年から市区町村自治体の事業として行われている。

主要施策

- 規則正しい生活習慣の土台づくりと規範意識の醸成
- 幼児期における本の読み聞かせや読書活動の推進
- いじめ、不登校などに対する支援強化
- 川崎町の豊かな自然を生かした教育の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
自然体験活動や文化・社会体験活動の充実	各種体験活動の増加
幼児期における教育の推進	本の読み聞かせの習慣化



③地域全体で子供を育てる環境づくり

現況と課題

- 子供たちは地域全体で育てられ、生きる上で大切なことの多くのことをごく自然に教えられ身に付けてきました。地域社会は、学校教育や家庭教育とともに社会性や基本的な社会のルール、豊かな感性を育てる大きな力をもっています。しかし、以前と比較して地域コミュニティの脆弱さが懸念されるようになり、地域で子供を見守り育てると意識と、地域の教育力が改めて求められる時代となっています。
- これまで子供たちを見守ってきた世代の高齢化も進み、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供たちを見守り育てる仕組みの再構築が必要となっています。
- 子供の生活習慣を身に付ける土台は家庭であり、家庭における親の子供への関わりは最も大切なもので、教育の原点は家庭にあると言っても過言ではありません。核家族化・共働き家庭の増加・少子化等により、家庭の環境が大きく変化している中、子育てに不安や戸惑いを感じる親の増加も懸念され、子育て中の親へそっと手を差し伸べることがより必要となっています。

基本方針

- ①地域における子育て支援体制の推進
各地区子ども会育成会や町子ども会育成会協議会等の関係団体と協力・連携して、共に子供を育てる環境づくりに努めます。
- ②学校教育支援体制の推進
学校を支援するボランティア登録制により、地域で学校の教育活動を支え、地域で子供たちを育てるための学校応援団（学校支援ボランティア）事業との推進を図ります。また、小中高PTA連絡協議会との連携推進を図るとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置検討を行います。
- ③家庭の教育力の向上支援
こども園、幼稚園、小中学校の保護者を対象とした子育てに関する研修の推進を図ります。また、子育て支援センターによる相談と支援を充実し、親子の触れ合いの場や、親同士のコミュニケーションづくりの場を提供します。
- ④共働き家庭の子育て支援体制推進
町内3つの小学校において、放課後児童教室を継続して開設します。

主要施策

- 子ども会育成会協議会と連携した事業の推進
- 学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進
- 子育てに関する家庭支援、研修の充実
- 放課後児童教室の継続設置

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進	地域ボランティア登録者数の増加
学校公開の推進	定期的な授業公開



現況と課題

- 川崎小学校の築 54 年を最長に、町内小中学校の校舎は建設からの経過年数を重ねてきました。平成 31 年（西暦 2019 年）に策定した「川崎町学校施設長寿命化計画」により、年次計画的に各校の改修工事を進めていますが、施設設備の安全点検と保守管理が欠かせません。
- 経年劣化により使用が難しい遊具等の施設や、敷地内の枯木については、必要な予算措置を講じ、専門業者の意見を聞きながら早急な改善が求められます。
- 社会全体のデジタル化が進む中で、学校においてもインターネット環境の整備とタブレット端末の導入が行われています。安定的な通信環境の維持と、望ましい活用方法について家庭と連携したルールづくりと運用が必要となります。
- 親の経済的な事情によらず、誰もが平等に教育が受けられるための支援の充実が必要となっています。
- 近年、日本各地で大規模な自然災害が発生しています。学校が建つ地域環境で起こり得る最悪の災害を想定し、万が一に備えるハード、ソフト両面からの防災への備えが必要となっています。
- 平成 24 年度より川内小学校・本砂金小学校・支倉小学校・青根分校、令和 3 年度より前川小学校の統廃合にともない、スクールバスを 3 系統運行しています。今後も通学手段を確保するため、地域の実情に応じた活用が必要となります。

基本方針

- ①計画に基づいた校舎等の改修
「川崎町学校施設長寿命化計画」により、計画的な修繕を実施するとともに、今後の児童生徒数の減少を踏まえ、将来的により良い教育環境や学校のあり方について検討していきます。
- ②ICTの環境整備
インターネット環境の管理運営と、各校と連携しタブレット活用充実に向けた教育を推進します。
- ③教育の機会均等の確保
川崎育英会などの奨学金や各種貸付制度等の情報の収集・提供を進め、制度の周知に努めます。また、就学援助制度等による経済的支援や学校統廃合地区のスクールバス運行等による物理的な支援を実施します。
- ④安全・安心な教育環境の実現
園・学校及び関係機関が連携して防災教育を推進し、各学校においては安全マップの点検や見直しを随時行い、子どもや保護者、地域住民の安全意識を高めるとともに、地域ボランティアによる登下校時の見守りなど、児童生徒の安全の確保に努めます。



主要施策

- 「川崎町学校施設長寿命化計画」に基づいた計画的修繕
- 利活用不可能な教育施設・設備の計画的撤去
- 教育の情報化に対応したICT活用環境の継続的整備
- 就学支援制度や奨学金制度の周知
- 防災教育の推進、学校安全マップや危機管理マニュアルの随時点検・見直し
- 地域ボランティアとの連携による登下校見守り活動の促進
- スクールバスの運行

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
ICTを活用した学習	タブレットを活用した授業
学校安全マップの再点検・見直し	定期的な再点検・見直し

小学校数・学級数・児童数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	児童数	教職員数
平成 30 年度	4	31	369	54
令和元年度	4	27	344	52
令和2年度	4	25	319	52
令和3年度	3	22	313	42

資料：川崎町教育委員会

中学校数・学級数・生徒数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	生徒数	教職員数
平成 30 年度	2	12	193	35
令和元年度	2	12	194	36
令和2年度	2	12	206	34
令和3年度	2	12	187	35

資料：川崎町教育委員会

※（資料）5月1日現在学校基本調査

※学級数には特別支援学級を含む。

※教職員数には、産休及び育児休業中の職員、事務職員、用務員を含む。

3 健康づくりの推進

①健康づくりの推進

現況と課題

- 我が国においては、平均寿命が延び高齢化が進む一方で、生活環境やライフスタイルの変化によって、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患などの慢性疾患が増加しており、これらの生活習慣病の予防と健康寿命の延伸が重要な課題となっています。
- 健康づくり事業については、国の「健康日本21（第2次）」並びに宮城県の「第2次みやぎ健康21プラン」を踏まえ、平成23年に「第2期健康かわさき21計画」を策定し、町民一人ひとりの健康意識の向上と、主体的な健康づくりへの支援に取り組んできました。
- 当町では健康推進員と連携し、町健康福祉センターや各行政区における健康づくりや疾病予防事業に取り組んでいますが、今後さらに地域の実情にあった取組の支援と健康づくり施策の普及、啓発を図ることが必要です。
- 町民一人ひとりが地域社会と協働で健康づくりに取り組み、すべての町民が生涯にわたって健康で長生き・心豊かに生活できるまちづくりをめざしていく必要があります。

基本方針

- ①ライフステージに応じた健康増進事業の推進
妊娠・乳幼児期から高齢期にいたるライフステージごとに、それぞれの年代・性差・社会的環境に応じた健康づくりを実践します。また、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、栄養・食生活、身体活動・運動、健康管理、こころ、歯と口腔の各分野において、望ましい生活習慣の定着を図るための取組を進めます。
- ②生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進
高齢期となっても要介護状態とならず、誰もが生涯にわたって健康で自立した生活が可能となるよう、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなどの生活習慣病の発症予防に重点をおき、重症化予防を推進します。
- ③健康づくりを支える社会環境整備の推進
社会全体として、個人の健康を支え守るための環境整備に取り組んでいくことができるよう、地域や関係機関等との連携を強めながら、人や社会とのつながりを生かした取組の充実を図ります。

主要施策

- 地区活動と連携した生活習慣病予防教室等の普及
- こころの健康づくりと自殺予防対策の充実
- 望ましい食生活の推進
- 医療費削減に向けた様々な事業展開
- 運動の習慣化と運動しやすい環境づくり
- 健康づくりを支える社会環境の整備

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
健康寿命	延伸



②保健対策の充実

現況と課題

- 当町の死因別死亡者数の状況をみると、第1位はがん、第2位が心疾患（高血圧を除く）、第3位が脳血管疾患で、これらの生活習慣病で死亡総数の約50%を占めています。
- 当町では、こうした生活習慣病対策として特定健診・保健指導のほか、胃がん検診や子宮がん検診などの地域集団検診を実施していますが、特定健診の受診率（55.3%）は目標とする値までには至っておらず、また、特定保健指導終了率も年々上昇しているものの目標とする値（65%）には至っていません。
- 今後はこれらの健（検）診活動の充実により、早期発見・早期治療体制をつくっていくとともに、受診率の一層の向上に努め受診の徹底を図ることが必要です。
- 健康の増進から病気の予防、治療、リハビリテーションまで一貫して健康管理のできる体制を確立するため、保健、医療、福祉との連携が必要です。

基本方針

- ①総合的な生涯保健対策の充実
生活習慣病対策として行われている特定健診の受診率や特定保健指導終了率も同じく65%まで引き上げ、健診データに基づく保健指導業務の一層の強化を図ります。受診率向上のために、個別健診実施体制の整備や事業主健診受診者の現状・受診データの把握や職域との連携を強化し、健（検）診日程・会場の充実を図り、より受診しやすい環境を整備します。
- ②一次予防の重視
生活習慣病などの疾病を未然に防ぐために、町民の主体的な生活習慣の見直しと改善を支援することができるよう、一次予防を重視した施策の展開を図ります。
- ③保健活動基盤の整備
「健康かわさき21計画」を基盤として、一人ひとりの健康観に基づく取り組みを実施することにより、健康を維持しながら健康寿命を延伸するため、健康に関する具体的な方策の整備を図ります。また、健康増進から病気の予防、治療まで健康管理ができる体制を確立するため、保健・医療・福祉の連携を推進します。

主要施策

- 特定健診と保健指導の推進
- 各種がん検診の推進とがんに関する知識の普及啓発
- むし歯予防の積極的な啓発と歯科検診の充実
- 国民健康保険川崎病院と連携した健（検）診事業の充実
- 健診データに基づく保健指導やフォローアップの一層の充実・強化

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
特定健診の受診率	65%以上
各種がん検診の受診率	50%以上

各種健康診査実施状況

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
基本健診 (18～39 歳)	871	150	17.2%	789	168	21.3%	543	142	26.2%
特定健診 (40～74 歳)	1,592	900	56.5%	1,546	881	57.0%	1,529	846	55.3%
後期高齢者健診 (75 歳以上)	1,073	523	48.7%	1,144	541	47.3%	1,005	486	48.4%
子宮がん検診	3,020	920	30.5%	2,924	909	31.1%	2,911	883	30.3%
乳がん検診	2,292	613	26.7%	2,243	592	26.4%	2,192	557	25.4%
胃がん検診	3,949	906	22.9%	—	—	—	3,679	825	22.4%
大腸がん検診	4,038	1,356	33.6%	3,985	1,358	34.1%	3,856	1,269	32.9%
結核・肺がん検診	3,629	1,703	46.9%	3,680	1,705	46.3%	2,979	1,635	54.9%
前立腺がん検診	2,462	481	19.5%	2,366	435	18.4%	2,117	407	19.2%
肝炎ウイルス検診	77	7	9.1%	101	16	15.8%	104	26	25.0%
骨粗しょう症検診	424	83	19.6%	461	108	23.4%	444	99	22.3%
成人歯科検診	1,135	368	32.4%	1,020	343	33.6%	1,195	405	34.9%

資料：保健福祉課

※令和元年度の胃がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。

4 医療の充実

①地域医療体制の整備

現況と課題

- 町内の医療施設は、一般病院 1 箇所、精神病院 1 箇所、診療所 2 箇所、歯科診療所 2 箇所の医療機関と老人保健施設が設置され、地域医療に大きな貢献を果たしています。
- 当町の医療環境は高齢化の進行や疾病構造の変化、制度改正などに伴って大きく変動し、加えて救急・休日・夜間医療への対応といった町民ニーズも多様化、高度化しています。
- 今後も国民健康保険川崎病院を核としながら、町内外の医療機関や高齢者福祉施設等との連携を強化し、地域で安心な医療が受けられるよう一層の充実に努めていく必要があります。

基本方針

- 保健・医療・福祉の連携強化
生活習慣病の予防から、診療、介護まで切れ目のないサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉分野の連携機能の強化を図ります。

主要施策

- 地域医療体制の確保と充実（地域包括ケアシステムの構築）
- 住民健（検）診及び各種検診業務との連携

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
地域医療の確保と充実	医療機関及び高齢者福祉施設等との連携強化

②町立病院の充実

現況と課題

- 国民健康保険川崎病院は「人々の健康を支える病院」を基本理念とし、地域住民の保健・医療の拠点としての責務を深く自覚し、これまで地域医療の水準向上に取り組んできました。
- 診療科目は、内科、外科及び歯科に加え、町民からの受診希望が多い整形外科、皮膚科、循環器内科、腎臓内科の非常勤医師を確保し、専門外来診療も実施しているほか、地域医療充実のための訪問医療等、住民が必要とする医療サービスを継続的に展開しつつ、町内で唯一の緊急病院として 24 時間救急患者の受け入れも行ってきました。
- 町民人口の減少に比例して患者数も年々減少しており、病院の経営にも影響が出ています。
- 休日や夜間、災害時における救急医療を含む医療体制の整備充実を図るため、他の2次・3次救急医療機関と広域的な連携強化に努めていく必要があります。

基本方針

- 町立病院の役割の強化
町内唯一の一般病院として、町民に安心・安全を与えるため、現在の川崎病院の機能を維持しつつ、町民が受診しやすく、かつ、良質で安定的な医療を提供するとともに、各種健診・健康づくり事業について町保健福祉部門と協力しながら、疾病や介護の予防医療にも積極的に取り組みます。
さらに、広域拠点病院及び民間医療機関との連携を強化し、あらゆる疾病に対応できるよう連携を図ることで、町民が安心して暮らすことができる医療体制の整備を進めていきます。

主要施策

- 夜間・休日の救急医療（初期救急医療）の継続
- 広域拠点病院や民間医療機関・高齢者福祉施設との連携強化
- 医療機能の拡充と医療体制の整備
- 公衆衛生活動の体制整備

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
医療体制の整備	診療科目の充実

5 地域福祉等の推進

①地域福祉の展開

現況と課題

- 当町の社会福祉協議会は昭和 52 年に設立され、社会福祉法人として運営されています。また、町内にはボランティア団体があり、町民のボランティア活動や地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に行われています。
- 地域福祉活動においては、地域の人材不足や担い手不足が大きな課題となっています。地域福祉活動の周知・広報等により住民参加を促進するとともに、関係機関や団体の協働・連携のもと、地域体制の再構築が必要となっております。
- 災害時における要配慮者の避難行動の支援や安否確認等の体制整備がされていないことから、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定するとともに、支援体制を構築する必要があります。

基本方針

- ①誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
住民参加による福祉活動の展開を目指していくにあたり、行政、町民、福祉関係機関等が互いに協力し合い、協働による福祉のまちづくりを推進します。
- ②地域ボランティア活動の推進
社会福祉協議会を中心に、地域ボランティアの育成や活動の活性化を図ります。
- ③地域福祉活動の推進
社会福祉協議会事業の充実や地域福祉の推進体制を強化し、特に災害や緊急時における高齢者や障がい者等の要支援者の安否確認など、地域で支え合うネットワークづくりに努めます。



主要施策

- ボランティア活動の推進
- 社会福祉協議会の事業運営支援
- 福祉に関わる専門的な人材の確保と養成
- 福祉活動の場の整備
- 民生委員の活動支援
- 災害時要支援者の支援のため避難行動要支援者避難支援計画の策定

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
災害ボランティアセンター	設置・運営



現況と課題

- 令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）により、自治体や民間事業者による障がい者への不当な取り扱いの禁止や合理的配慮を提供することが義務化され、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が一層求められるようになりました。
- 令和2年度末時点の各種障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者388人、療育手帳所持者132人、精神障害者保健福祉手帳所持者59人となっており、人口の6.8%で、福祉サービスでは重要なウエイトを占めています。
- 障がいのある人が安心・安定した生活を送るためには、医療体制の拡充による生活環境の整備や就労や社会参加に向けた理解の推進、そして社会での自立等、成長段階に合わせた継続的な支援体制が求められています。

基本方針

- ①保健・医療の充実
障がいのある人が安心・安定した生活を送るために、障がいのある人のライフステージに応じた保健医療の提供体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・医療の連携強化を図ります。
- ②障がい児保育・教育の充実
障がいのある子供や支援が必要である子供が地域で健やかな成長ができるように、幼児・児童期における保育・教育環境を充実するとともに、その家族を支援していくための相談・支援の充実を図ります。
- ③就労・社会参加に向けた支援の充実
障がいのある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、文化・芸術・スポーツ活動、そして働き方ができる支援体制づくりを、地域と協働して進めます。
- ④地域福祉の推進
障がいのある人もない人も共に生きる地域共生社会を実現していくため、地域住民への障がいについて一層の理解を深めるための意識啓発に努めます。また、障がいのある人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実を図ります。
- ⑤生活環境の整備
障がいのある人が安心して安全な地域生活を送るため、建物や道路などのバリアフリー化などの環境整備や、災害時に備えた災害時要配慮者登録制度の導入、災害時の避難場所への誘導等の支援体制の整備に努めます。

主要施策

- 障害福祉サービスの利用の推進
- 各種援護制度の活用とその促進
- 障がい者（児）福祉団体の育成
- 社会参加促進事業の推進
- グループホームの誘致
- 障がい者（児）の地域活動支援センターの充実

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
仙南圏域自治体共同による 児童発達支援センターの整備	令和5年度中の整備

障がい者(児)の福祉サービス・移送支援の利用状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福 祉 サービ ス	者	75	77	67
	児	3	4	5
移動支援	者	2	6	10
	児	0	0	1
合 計		80	87	83

資料:保健福祉課

6 長寿社会の確立

①高齢者の社会参加の促進

現況と課題

- 当町の65歳以上の高齢者人口は3,226人（令和3年3月末現在：住民基本台帳）と、総人口に占める割合は37.8%に達し、県平均28.4%を大きく上回っています。また、「団塊の世代」の後期高齢者医療制度への移行や核家族化の進行などにより、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者など引き続き、高齢者の増加が見込まれます。
- 高齢者の社会的な孤立等による「生きがいの低下」、「フレイルの出現と進行」などの社会的問題が増加しています。活力ある高齢期を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる社会参加への機会の確立や、多様な活動が行える生きがいづくりの充実が求められています。

基本方針

- ①高齢者の積極的な社会参加の推進
高齢者同士が互いに声をかけ合い、積極的に活動する学びの場を提供し、これまでの経験を活かし活躍できる環境づくりを推進します。
- ②高齢者の生きがいづくりの充実
地域の特性や老人クラブ等のニーズを踏まえた多様な活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう努めます。
- ③シルバー人材センターの活動支援を行い、会員数増加及び積極的な業務等の供給に努めるとともに、地域社会の活性化を図ります。



主要施策

- 老人クラブの育成及び各種活動の参加促進
- 高齢者の生活支援
- 敬老会事業の支援
- シルバー人材センターの事業運営支援

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
老人クラブの育成	活動の充実
シルバー人材センター会員	150名以上

高齢者数の推移

区 分	総人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期 高齢者率 (%)	在宅 ひとり暮らし (65歳以上) (人)	在宅ひとり 暮らし率 (%)
平成27年度	9,185	3,002	32.7%	1,585	17.3%	368	12.3%
平成28年度	8,993	3,023	33.7%	1,573	17.5%	413	13.6%
平成29年度	8,862	3,063	34.6%	1,543	17.4%	474	15.5%
平成30年度	8,760	3,142	35.9%	1,555	17.8%	445	14.2%
令和元年度	8,654	3,188	36.8%	1,547	17.9%	551	17.3%
令和2年度	8,535	3,226	37.8%	1,503	17.6%	574	17.8%
宮城県 (令和2年度)	2,273,909	646,330	28.4%	318,701	14.0%	139,393	21.6%

※年度末現在の人数

資料:保健福祉課

②高齢者福祉の充実

現況と課題

- 当町の高齢化率は、近年の少子化及び人口減少などの要因も相まって平成 30 年度末で 35.9%、令和 2 年度末で 37.8%と高くなっており、住み慣れた地域で健康で明るく生きがいをもって自分らしい暮らしを送ることができる体制を整備する必要があります。
- 平成 12 年度から始まった介護保険制度は、高齢者やその家族の生活を支える制度として定着してきましたが、一方で、介護保険料の高騰や、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、介護従事者の不足など、生活形態の著しい変化に伴い高齢者に対する日常支援のあり方も変化しており、介護保険制度だけでは対応しきれない課題が浮き彫りになっています。この課題に対応すべく、介護保険サービスだけに頼らず、行政・医療機関・介護事業者・福祉関係団体そして地域の住民などが協力して高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム体制」の構築を図るため、平成 27 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業に着手しています。
- 介護保険に係る介護認定者は、平成 30 年度末で 570 人、第 1 号被保険者の約 18.1%の方が認定を受けています。令和 2 年度末では 582 人、第 1 号被保険者の約 18.0%の方が認定を受けており、横ばいで推移しています。
- 介護保険サービスについては、定期的に住民のニーズ及び利用希望者の状況を調査し、適切な介護保険サービスの整備が必要です。

基本方針

- ①健康づくりの推進
望ましい生活習慣づくりや要介護状態の予防に努めるとともに、生活習慣病の発症予防に重点を置いた重症化予防を推進します。
さらに、保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実を図るとともに、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延防止に向けた取り組みを進めます。
- ②高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進
施設や地域のバリアフリー化など住みやすい環境整備を進めるほか、地震等の災害が発生した場合に、要介護高齢者等の安全確保に向け地域住民等と連携した体制づくりを進めます。また、増加傾向にある高齢者の交通事故防止、高齢者が悪徳商法などの被害に合わないための防止策とした啓発活動に取り組み、相談体制を充実して、安全に安心して暮らせる環境を整えます。
- ③地域生活を支援する取り組みの充実
高齢化が進み、ひとり暮らし等の高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、支援が必要な高齢者が地域で生活を継続するために、介護サービス以外の多様な福祉サービスの充実を図ります。
高齢者の 7 割を占める元気高齢者に対しては、健康の維持増進や生きがいづくりにつながるよう、ボランティア活動や就労の場の確保に努め、高齢者が積極的に社会参加し、健康で生き生きした生活を送れるよう支援に努めます。

④地域支援事業の充実

介護予防に向けた支援の必要な高齢者を早期に把握しながら、要支援・要介護状態になることを予防するための取り組みを充実します。また、町と関係機関が連携し地域ケアシステムの整備を推進、地域の高齢者の相談に対応するとともに、高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を充実します。

⑤介護保険サービス等の充実

住民ニーズ及び利用希望者の状況を把握し、必要なサービスの整備に努めます。

主要施策

- 在宅医療と介護の連携による支援体制の整備
- 認知症施策の推進
- 社会参加と介護予防等の基盤整備の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
介護予防・総合事業の推進 (介護予防教室・デイサービス)	利用者の増加

高齢者在宅サービス事業の利用状況

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
配食サービス	延べ食数	7,019	7,218	5,546
	利用実人数	36	50	46
移送サービス	延べ利用回数	1,720	1,795	1,454
	利用実人数	325	350	318
緊急通報サービス	利用実人数	22	24	24
会食サービス	延べ利用人数	566	555	234
介護予防教室	延べ利用人数	1,730	1,641	1,056
やすらぎデイサービス	延べ利用人数	676	841	661

資料:保健福祉課

7 生活の安定

①低所得者福祉の充実

現況と課題

- 当町の生活保護法による被保護世帯数は、令和2年度末現在で76世帯98人、また保護率は11.86%と国や県よりは低いものの仙南7町の平均9.36%を上回っています。
- 被保護世帯の多くは、低額年金または無年金等の高齢者世帯や疾病障害世帯などで、収入を得る方法がなく、自立更生が困難な状況にあります。
- 当町は少子高齢化と核家族化の進行が顕著であることから、身寄りのない単身高齢者世帯の相談件数が増えてきており、被保護世帯の更なる増加が予想されます。

基本方針

- 相談指導体制の充実
近年、景気の低迷や身体的理由により生活弱者が増加していることから、これらの世帯の実態把握と訪問指導を充実し、各種関係機関との連携により低所得者の保護と自立を支援します。また、平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、宮城県南部自立相談支援センターと連携し、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者の支援、並びにセーフティネット機能を適切に維持するとともに、関係機関と連携した相談指導の体制を強化していきます。

主要施策

- 福祉事務所等関係機関との協力体制の強化
- 相談サービス体制の整備
- 自立を支援する実態に即した福祉サービスの推進
- 生活困窮者の自立に向けた支援の強化

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
相談サービス体制の充実	月1回の相談窓口開設

生活保護世帯の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給世帯数	64	62	59	80	76
受給者数	95	84	80	99	98

第2章 身の丈にあったまちづくり【か輪さき】

1 農業の振興



①地域農業と畜産業の振興

現況と課題

- 当町における農業は、山間地域に位置する自然条件から、基幹作物の水稻を中心として園芸、畜産部門との複合経営が展開されてきました。近年では、仙台市等への就業による兼業化の増加、農業従事者の高齢化並びに後継者不足等の問題を抱え、農家の農業に対する意欲と依存度合いが低下しており、離農や遊休農地も増加傾向にあります。
- イノシシ、サル、クマ等による農作物被害が拡大の一途をたどり、これを原因とした不作付地の増加も問題のひとつとなっています。
- 今後生産される農畜産物の品質向上と生産安定を図り、商品力を高めながら農業者の経営安定を図ることが必要となっています。

基本方針

- ①生産性の高い農業の実現
農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となり、農業者が地域における他産業従事者並の所得を得られるよう、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、年間農業所得、主たる農業従事者1人当たり480万円（認定農業者）程度を目指します。
- ②新たな園芸作物の栽培実証及び普及促進
新たな園芸作物の選定のため、作物の適応性などを確認し、実証を行うとともに、産地化に向けた普及促進を図ります。
- ③野生動物による農作物被害防止の徹底
イノシシ、サル、クマ等を追い払い、個体数の調整や電気柵の設置等を推進し、被害防止及び耕作放棄地の解消に努めます。
- ④循環型農業の推進
畜産農家と耕種農家の連携強化に努め、循環型農業の確立を推進します。
- ⑤人・農地プラン実質化の推進
地域の現状と課題を関係者と共有し、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集積・集約化に関する将来の方針を定めた人・農地プランの実質化を目指します。

主要施策

- 野生動物による農作物被害防止の徹底
- 土地利用集積による担い手の育成
- 農業経営の安定と強化



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
専業農家の農業所得	400 万円以上
地域農産物加工施設	1 施設以上
野生動物による農作物被害額	185 万円 (令和 2 年度) →減少

野生動物による農作物被害状況

鳥獣 種別	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
	被害面積 (a)	被害 件数	被害額 (千円)									
カラス・ カルガモ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クマ	529	5	2,053	35	4	170	52	2	203	64	7	252
イノシシ	131	12	952	160	18	1,215	173	17	1,219	141	15	1,397
サル	46	13	706	2	6	178	37	4	186	16	5	198
合計	706	30	3,711	197	28	1,563	262	23	1,608	221	27	1,847

資料: 農林課

※被害件数は、被害届出件数

※平成 19 年度より農作物被害防止施設導入事業（電気柵等購入助成）実施

※イノシシの生息域拡大により被害は年々増加傾向となっています。

②土地基盤整備及び農業経営の規模拡大の推進

現況と課題

- 当町農家一戸当たりの経営耕地面積は 1.7ha と小規模で、不整形小区画で傾斜度も高いことから、生産性向上を図るための大型機械の導入等が困難な状況となっています。また、担い手の減少・就農者の高齢化が進み、離農や遊休農地の増加傾向も顕著となっています。
- これまで、集落内の比較的連担地形区域のほ場整備を中心に、農道整備、ため池、かんがい排水整備事業等の基盤整備を実施してきましたが、ほ場整備率は令和 2 年度末現在で田が 34%と低い状況にあり、ここ数年同じ数値で推移している状況にあります。
- 今後は、土地利用型農業をはじめ経済的に成り立つ魅力ある農業経営を早急に確立する土地基盤整備が重要課題となっています。

基本方針

- ①生産基盤整備の積極的な推進
ほ場整備等の生産基盤整備を積極的に推進するとともに、生活環境の向上に連動する地域農業全体の振興を視野に入れた基盤整備を進めます。
- ②農用地の利用集積の推進
担い手となる農家に対して面的集積を図るため、農地中間管理事業を活用し、農地の利用調整を推進していきます。
- ③産地化の形成
担い手農家を中心に、耕地に合った作目・作型を導入し、地域としての産地化を図っていきます。

主要施策

- 県営土地改良事業の推進
- 農地中間管理事業の推進
- 日本型直接支払取組組織・面積の拡大
- 産地化の形成

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
ほ場整備率	34%→45%
ほ場整備内農地集積率	40%→70%
農事組合法人	0団体→1団体

ほ場整備状況

No.	地区名	事業名	工 期	受益面積
1	本砂金	団体営ほ場整備事業	S51～S54	35.4ha
2	腹帯	団体営新農業構造改善事業	S54～S56	26.6ha
3	小野	団体営土地改良総合整備事業	S55～S56	9.5ha
4	川内表	団体営ほ場整備事業	S55～S59	23.1ha
5	支倉下	団体営ほ場整備事業	S56～S63	31.0ha
6	本砂金山崎	団体営新農業構造改善事業	S57～S58	9.9ha
7	天神	団体営新農業構造改善事業	S57～S60	22.0ha
8	基石	団体営ほ場整備事業	S60～H3	20.1ha
9	川崎西部	県営ほ場整備事業	H元～H10	71.4ha
10	柳生川	団体営土地改良総合整備事業	H2～H5	11.2ha
11	支倉	県営農村活性化住環境整備事業	H7～H18	74.0ha
12	向原	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	H12～H19	27.8ha
13	川崎東部	県営経営体育成基盤整備事業	H17～H22	26.6ha
14	前川(浪形分区)	県営中山間地域総合整備事業	H25～	14.1ha
15	前川(槻木分区)	県営中山間地域総合整備事業	H25～	10.0ha
16	古関	県営農業競争力強化基盤整備事業	R3～	24.8ha
17	小沢	県営農業競争力強化基盤整備事業	R3～	14.7ha

資料：農林課

③都市住民の受け入れ支援の推進

現況と課題

- 農業を取りまく状況は、当町に限らず全国的に厳しいものの、豊かな自然環境に魅せられて都会から移り住み、農業にチャレンジしたいと考える人が増えていきます。
- こうした流れは、まちづくりのひとつの方向になると考えられ、特に、これらの若いエネルギーを積極的に受け入れることにより、当町に点在する遊休農地が新たな生産の場として再生し、活用されることが期待できます。

基本方針

- 新規農業就業者に対する支援策の推進
意欲あふれる新規農業就業者に対する遊休農地や居住地のあっせん、本格的な農業指導など、当町独自の支援策を検討し、都市住民等の移住を支援します。

主要施策

- 行政と町民の協働による新規農業就業者支援



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
U・J・I ターンによる新規就農者の推進	10 件



①地域林業の振興

現況と課題

- 当町の森林面積は 21,520ha で、町土の約 80%を占めています。これらの森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能をとおして地域住民の生活と深く結び付いています。
- 当町の森林資源は、民有林面積 12,622ha、内人工林は 5,175ha (41%) を占めています。そのうち、8 齢級以上の成熟期を迎えた人工林は 4,072ha で、79%を占めています。
- 国産材利用への回帰から木材自給率が 30%以上となり、また、木材価格も一時期より上昇するなど変化してきていますが、林業を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがあります。
- 保育、間伐等の森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには、その基盤である林道、作業道の路線整備とともに、森林組合等の施業の実施体制の整備、森林施業の共同化、機械化の推進など、条件整備を計画的に推進することが必要となっています。

基本方針

- ①低コスト林業の推進
適正かつ計画的な保育作業による良質材の生産を図るため、作業道等の基盤を整備し、高性能林業機械の導入を図るなど低コスト林業の推進を図ります。
- ②各種補助事業の活用推進
下刈り、除伐、間伐等を必要とする造林地については、森林組合や県の林業改良指導員との連絡を密にし、技術啓発普及、助言、指導などに努めるとともに、森林所有者へ呼び掛け、各種補助事業の活用を推進していきます。
- ③町内産木材の需要拡大
町内産木材を使用した住宅建設に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。

主要施策

- 既存森林の保育事業
- 各種補助事業の導入による林業経営の改善
- 間伐材の有効利用の推進
- 特用林産物の生産推進
- 森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
町内産木材利用促進	住宅建設費用に係る助成制度の創設
健全な森林の育成と森林整備事業の推進	林業生産活動を通じた公益的機能の維持



①移住・定住の推進

現況と課題

- 人口減少と少子高齢化が続く現代の状況下において、定住人口の確保は、行政サービスやインフラ、雇用機会、地域コミュニティの維持のため重要な課題です。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏在住者を中心に地方への移住の機運が高まっており、多くの自治体が移住定住の取り組みを強化しています。
- 当町においても、人口減少の流れを抑制し、住み続けられるまちづくりを進めるため、施策と推進体制を整え、移住・定住の推進を図ることが求められています。
- まちづくりに関心のある都市部からの人材を、地域おこし協力隊として採用し、隊員による移住定住業務の取り組みを行います。

基本方針

- ①移住定住・起業サポートセンター（みやぎ川崎 SPRING）の管理運営
移住定住と起業サポート機能を有する施設を管理運営し、移住定住に関する相談窓口の拠点とします。施設には町の地域おこし協力隊が常駐し対応します。
- ②空き家バンク制度
空き家等の有効活用をとおして、移住定住の促進や、町民と移住住民との交流拡大につながる空き家バンク制度を実施します。
- ③各種移住支援事業の実施やお試し移住施設の利活用
首都圏の住民を対象とした宮城県主催の移住フェアや町主催の移住ツアーの実施、お試し移住支援施設（ENGAWA）の利活用等により、移住希望者の具体的なニーズを把握し、個別対応します。
- ④地域おこし協力隊制度の活用
地域おこし協力隊が、移住定住に関する業務を遂行します。

主要施策

- 移住定住・起業サポートセンター（みやぎ川崎 SPRING）の継続運営
- 空き家バンク制度の取り組み
- 各種移住支援事業（移住フェア・移住ツアー）の実施
- お試し移住施設（ENGAWA）の活用
- 地域おこし協力隊制度の活用

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
移住・定住の推進	空き家バンク制度等の活用による移住定住者の増加 (50人/5カ年)

移住定住・起業サポートセンター
みやぎ川崎 SPRING



4 商業の振興

①商店街の活性化

現況と課題

- 平成 24 年の卸売・小売業数は 118 店、従業員 519 人でしたが、平成 28 年は 116 店、444 人に、それぞれ 1.7%、14.5%の減少となっています。
- 年間商品販売額は、平成 24 年に 4,453 百万円だったところ、平成 28 年には 6,051 百万円（H24 対比+35.9%）と震災前の水準まで回復しています（H28 経済センサス）。
- 当町は、仙台市や山形市、大河原方面のアクセスが比較的優位な立地条件である一方で、町民の郊外大型店等への流出が日常化しているため、町内購買動向は厳しい状況にあります。
- 当町の商店街は、町中心部の交差点周辺に個人商店が立地し、駐車場スペースや歩道も十分ではありません。また、事業者の高齢化や後継者不在に伴う空き店舗の増加により、かつてのにぎわいが失われています。
- 人口減少社会の中で持続可能な発展を遂げるためには、それぞれが創意工夫し、都市圏との差別化やブランディング、ICT を活用した効率化や販路の拡大により、1 事業者あたりの付加価値額を高める必要があります。

基本方針

- ①将来を見据えた商店街づくりの推進
様々な業種や大学、金融機関との連携により新しい価値を創造し、全世代が安心して事業を継続できる、多様性がある魅力的な商店街づくりを目指します。
- ②守りのマーケティングから攻めのマーケティングへ
国営みちのく杜の湖畔公園等の集客が見込める施設や EC サイトを活用した外部での新たな販路の拡大と商品券等を活用した内部の需要喚起を行い、町内外へのアプローチにより売上の向上を図ります。



主要施策

- 産学官金の連携による魅力づくり
- 安定した経営基盤の形成
- 販路の拡大と需要喚起



SDGs関連



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
産学官金の連携による魅力づくり	商品開発、周遊支援、空き店舗の利活用によるにぎわいの創出
安定した経営基盤の形成	事業承継、制度融資の推進
販路の拡大	国営みちのく杜の湖畔公園、ECサイトなどの販路確保
需要の喚起	商品券・ふるさと納税返礼品の活用

商業の推移

区分	平成 24 年	平成 28 年
卸売・小売業数(店)	118	116
従業者数(人)	519	444
年間販売額(百万円)	4,453	6,051

※各年の6月1日現在の数値

資料:経済センサス



5 工業の振興

①地域工業の振興

現況と課題

- 令和元年の当町の工業は、事業所数 18、従業者数 795 人、製造品出荷額等は 151 億 157 万円となっています。平成 21 年との比較において、事業所数は 7 減少していますが、従業員数は総数で 23 人増加しています。また、製造品出荷額等の総額は 11 億 225 万円（約 7.9%）の増加となっています。
- 工業は、経営の強化と雇用の安定対策が重要になっています。

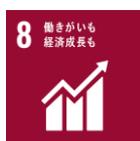
基本方針

- ①経営強化の促進
既存企業の経営の安定、近代化を促進し、付加価値生産の開発及び製造転換などに取り組むため、各種制度の情報提供に努め、経営力強化への効果的活用を進めます。
- ②雇用確保、再就職の情報提供
雇用の確保は当町でも大きな課題であることから、中小企業相談窓口を設け、再就職等に係る情報提供を行っていきます。
- ③町内企業等の連携強化
町内企業間の連携を強化し、情報の共有や事業提携などを目指します。

主要施策

- 各種金融制度の活用
- 中小企業相談窓口の活用

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
事業所数・従業者数	現状維持
製造品出荷額	現状維持

工業の推移

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事業所数	26	22	22	20	18
従業者数	728	878	1,001	843	795
製造品出荷額等(万円)	1,705,366	1,582,435	1,588,209	1,568,700	1,510,157

※4人以上の事業所を集計

資料:宮城県工業統計調査

現況と課題

- 人口の減少に歯止めをかけるためには「若者の定住」が重要ですが、そのためには子育て環境の充実や交通アクセスの整備など様々な要素が総合的に絡み合うため、難しい問題となっています。また、「働く場の提供（雇用の場の確保）」は最も有効な方策と考えられますが、多くの雇用が必要な会社または企業体が当町に少ない状況もあり、町外への人口流出が続いている状況です。
- 山形自動車道が横断し、高速道路のインターチェンジが2か所設置されている当町は交通アクセスにたけた町です。仙台市に隣接し、山形市や福島市も含めたトライアングルの中心に位置することから、恵まれた地理的立地条件といえます。
- 当町は森林環境、水、景観、温泉、ダム、スキー場など独自性のある資源が豊富ですが、企業誘致の受け皿となる工業団地がないこともあり、目立った産業の活性化と雇用に結び付いていないのが現状です。
- 当町には閉校した旧小学校施設が複数存在し、施設の効果的な利活用が求められています。

基本方針

- ①企業誘致の具現化
「川崎町企業誘致推進会議」（平成20年10月1日設置）を有効活用し、当町が行うべき活動の取り組み方策等の決定や全庁的体制での施策の取り組みを促し、企業誘致の具現化を目指します。
- ②企業側に立った必要情報の積極的提示
宮城県をはじめとする関係市町村などが連携した企業立地セミナーなどに積極的に参加するとともに、ものづくり産業誘致に焦点を置きながら、企業側に必要な情報（立地環境・労働力・待遇措置・行政支援など）を積極的に提示するなど、当町の意気込みを前面に打ち出しながら企業誘致を推進します。
- ③受け皿の整備
工業用地の造成が容易で比較的許認可が取りやすいとともに、交通アクセスの面で好条件である「北川原山地区」を立地拠点地区として誘致を促進していきます。
- ④当町の自然環境を損なわない企業の誘致促進
当町の自然環境の豊かさを認識し、自然環境を損なわない企業を基本に誘致促進を図っていきます。
- ⑤町内からの企業立地の展開
当町の地域資源を活用した産業創造への支援や、既存産業との連携による新たなビジネス機会の創出を図ります。
- ⑥廃校施設の利活用
旧小学校の存在する地域性や自然条件を踏まえながら、民間による利活用を推進し、地域力の向上を図ります。

主要施策

- 企業誘致推進会議の活用と情報の収集分析
- 町内産業の創設支援体制と将来にわたる発展へのサポート体制づくり
- ようこそ川崎町へ企業立地応援条例の運用
- 廃校施設の利活用

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
企業誘致推進会議の活用	年1回以上の定期的な開催
企業創出の促進	1社以上の設立
廃校施設の利活用	入込客数の増加

川崎町
工場
適地

【宮城川崎 北川原山工場適地】

川崎町

至宮城川崎 I.C.

区画図

山形空港	仙台空港
山形市まで	仙台市まで
酒田市まで	白石市まで

	区画図 A	区画図 B
適地面積	9,332 m ²	76,800 m ²
地目	雑種地 平坦地(大規模な造成工事は不要)	雑種地 平坦地(大規模な造成工事は不要)
都市計画関係	非線引き都市計画区域内(用途指定なし) 建ぺい率:70% 容積率:200%	
所有権	中谷産業(株) 管理者: 古川総合不動産 代表: 古川正雄 TEL: 0224-84-2718	
譲渡価格	7,500 円 / m ² 程度	9,000 円 / m ² 程度
町の特例措置	固定資産税5年間 1/2減免 企業立地奨励金など検討いたします	

お気軽にご相談ください!!川崎町全体でサポートさせていただきます。

6 観光の振興

①観光企画の強化による誘客拡大

現況と課題

- 蔵王連峰などの雄大な自然に恵まれ、年間約 80 万人が訪れる国営みちのく杜の湖畔公園をはじめ、夏でも滑られるセントメリースキー場、それぞれ特色がある青根・峩々・笹谷温泉、冬でもキャンプができる、るぽぼの森など観光資源が豊富です。
- 廃校を活用してのレストランやワイナリー、スポーツ施設、キャンプ場などの新たな観光エリアの誕生やキャニオニングなどの新たなアクティビティの取り組みなど、観光コンテンツの広がりを見せています。
- 当町の自然、産業、歴史、文化などを生かしたイベントを開催し、観光や特産品、ゆかりある人物などの情報提供に努めています。
- 特産品のそばのブランド化を図るため、町内そば店で「めん棒会」を組織し、普及・販路拡大を図っています。
- 誘客の増大を図るために周辺市町と「蔵王観光開発推進協議会」、「みやぎ蔵王三源郷推進協議会」等を組織し、広域的な観光振興に取り組んでいます。
- 観光コンテンツが孤立しているため、より連携した情報発信で誘客の拡大につなげる必要があります。また、休日における国営みちのく杜の湖畔公園以外への交通機関がないため、町内全域への移動手段が課題となっています。
- 町有施設であるセントメリースキー場等の設備の老朽化が課題となっています。

基本方針

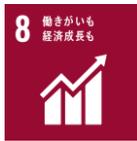
- ①観光宣伝活動の推進
特産品やイベントのPRを一体的に行い、誘客促進につなげます。
- ②SNS等を活用した観光情報発信の強化
情報通信技術の高度化を踏まえ、パンフレットやポスターなどに加え、ホームページの拡充とインターネット・SNSなどを活用した観光発信の充実努めます。
- ③観光企画力の向上
町内の観光コンテンツを連携させ、相乗効果が図られるような企画、アイデアを町民や事業者と一緒に検討していきます。また、国営みちのく杜の湖畔公園から町内へ観光客を誘導するための企画も併せて検討していきます。
- ④観光と農業の連携促進
特産品として農産物は欠かせないことから、農家、直売所と連携を図り、商品開発や販路拡大にも積極的に取り組んでいきます。
- ⑤インバウンド対策
案内看板など、インバウンド需要に対応できる受入環境の整備に取り組んでいきます。

主要施策

- 観光宣伝活動の推進
- SNS等を活用した観光情報発信の強化
- 観光コンテンツの連携
- 農産物を活用した観光産業の掘り起こし、商品開発
- インバウンド対策



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
観光客数	110 万人
宿泊者数	17 万人

観光客の推移

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
観光客数	935,999	1,020,091	1,024,434	960,761	638,572
宿泊者数	150,057	154,504	160,891	160,879	80,497

※客数は各年の1月から12月までの人数

資料:宮城県観光統計



第3章 安心して暮らしていけるまちづくり【かわ作き】

1 防災体制の充実



① 治山・治水・砂防事業の推進

現況と課題

- 当町の山岳地帯は極めて急峻な自然条件にあることから、災害発生箇所や急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流区域などを中心に、災害の未然防止事業を実施しています。しかし、県が事業主体となって実施される場合がほとんどであること、また、地理的な条件や工事費等の制約等により、十分な対策、管理が難しい状況です。人命や財産を守るため、指定区域の拡大や計画的な予防治山事業を継続的に進めていく必要があります。
- 一級河川は本砂金川、碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川、支倉川の6河川あり、このうち碁石川、北川、前川の3河川は釜房湖で合流し、名取川に注いでいます。各河川とも出水時における流水は、地形的に急速に低下するため水害の発生は少ないものの、土砂の流出による被害が一部地域で見られます。
- 今後開発が進めば、山地の保水機能が低下し、河川水量は増大すると推測されることから、治水事業を積極的に推進し、水害に強いまちづくりが必要となります。また、各河川とも水の増量により河床・河岸が荒廃しており、護岸などの早期整備が望まれています。

基本方針

- ① 災害の未然防止を図る治山・砂防事業の推進
土砂災害を未然に防ぐ治山・砂防対策を推進していきます。
- ② 河川整備の推進
河川改修による流水量の安定化を図るため、河川管理者に対し未改修部分の早期河川改修の促進を働き掛けます。また、用排水路などの改修・整備にあたっては、生態系に配慮し、周囲の環境と一体的な整備に努めます。

主要施策

- 土砂崩壊、地すべり、急傾斜地等災害防止事業の促進
- 農業用施設等の長寿命化対策の促進
- 河川及び農業用排水路改修の促進
- 清水河原用水路改修工事（新規 令和4年～令和7年）

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
地すべり、急傾斜地等防止事業の促進	地すべり等被害の軽減



現況と課題

- 常備消防は、2市7町による仙南地域広域行政事務組合で運営されており、当町には大河原消防署川崎出張所に職員16名（令和3年4月1日現在）と、ポンプ車1台、指揮車1台、救急車1台が配置されています。また、救急搬送業務では、救急車の出動件数が増加傾向であり、高齢化社会の進展に応じた救急救命士の配置など、救急業務体制の充実が必要です。
- 町民が安全で安心して生活を送るためには、常備消防だけでなく、消防団との密接な連携が重要となっています。非常備消防の主軸で地域に密着した活動を展開している消防団は、現在6分団、団員定数270人で組織されていますが、令和3年4月1日現在の消防団員数は237人で、平成23年4月1日現在の262人から25人減となっており、消防団員の定員割れと高齢化が問題となっています。そのため、日中の団員が手薄となっている時間帯の緊急時に備える観点から、平成27年4月より役場班を新たに創設したほか、消防団の魅力向上を図り若者の入団を促進するため、法被等のほかに活動服・アポロキャップを貸与するなどして、消防団の強化対策に努めています。非常備消防の消防車両は、普通ポンプ車3台、小型動力ポンプ積載車26台（普通車7台、軽自動車19台）が配備されています。
- 令和3年4月1日現在の消防水利は、防火水槽117基、消火栓126基、その他の水利が38箇所あります。営農期や冬期等の減水期における消防水利の確保、また、宅地化の進行に対応した消防水利施設の計画的な配置、老朽化した消防水利施設の更新対策が課題となっています。
- 将来的な人口減少や高齢化などの社会情勢の変化や市町村の財政状況等を踏まえ、宮城県消防広域化推進計画に基づき、消防力の充実強化をねらいとして消防本部の広域化に向けた検討が行われています。

基本方針

- ①常備消防力の強化
火災等の災害に迅速に対応するため、管内市町と連携し常備消防力の強化に努めます。
- ②救急体制の強化
急病、交通事故などの救急需要に対応するため、救急医療機関との協力体制を強化するとともに、管内市町と連携し救急業務の充実に努めます。
- ③消防組織の充実・強化
教育訓練の充実による資質向上とともに、団員が勤める企業の理解や協力を呼び掛け、また福利厚生を充実化し団員の確保を図っていきます。
- ④消防施設の充実
小型動力ポンプをはじめとする消防装備の充実・強化と計画的な更新を行い、消防体制の強化を図っていきます。
- ⑤消火困難地域の解消
山間部等の水利の悪い場所における防火水槽の設置を推進するとともに、水道管の更新計画等と連動した消火栓の整備促進及び更新対策を推進します。

主要施策

- 消防団員の確保・育成
- 消防施設・設備・機器の更新・整備（防災行政無線災害復旧事業を含む）
- 防火水槽、消火栓などの消防水利施設の計画的配置
- 消防団における常備消防との効果的な協調体制の確立
- 消防団協力事業所表示制度の導入・普及促進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
消防組織の充実	消防団の新規入団者の増加
防火水槽の設置	5年間で8基整備

消防団員数・防火水槽等の整備状況の推移

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
消防団員数	243	245	241	242	237
防火水槽の整備個数	107	107	107	112	115
消火栓の整備個数	123	123	124	126	126

※各年度の4月1日現在の人数、個数

資料:総務課

現況と課題

- 大河原消防署川崎出張所と消防団、婦人防火クラブが協力して広報活動を実施していますが、団員の減少や高齢化により後継者の確保が困難な状況となっています。
- 防災については、非常時における地域間で危機管理体制の充実を図るため、自主防災組織（令和3年4月現在12組織）や宮城県が認定する防災指導員（R3年4月現在130人）の育成・支援に努めています。
- 土砂災害については全戸にハザードマップを配布していますが、火山に関するものは気象庁を中心に宮城県、山形県をはじめとする関係自治体と広域協議会を設立し、ハザード情報・避難場所等について調整作業を行っています。
- 大規模災害に備えて、防災備蓄品の計画的な備蓄（循環型備蓄）に努めるとともに、防災協定を締結し緊急時における防災体制の強化を図っています。
- 国土強靱化地域計画に基づき、大規模災害に備えたハード・ソフト両面の事業を計画的に実施する財源の確保が課題です。

基本方針

- ①自主防災組織の育成・強化
自助・共助の強化を図るため、自主防災組織や中心的役割を担う人材の育成・強化を図ります。
- ②防災活動への積極的な参加促進
防火・防災訓練への参加を促進するために、広報紙やSNS等を活用した広報活動を推進します。
- ③地域や学校での防災意識の向上
住民の防災意識向上を図るため、地域や学校での防災活動を推進します。
- ④防災対策品の計画的な備蓄による防災対策の強化
防災対策品（非常食、飲料水、生理用品など）の循環型備蓄に努め、防災への備えを強化します。
- ⑤迅速かつ正確な防災情報の発信
宮城県総合防災情報システム、防災行政無線等を活用した情報伝達体制の継続的な確保と今後の在り方を検証のうえ推進します。
- ⑥未曾有の大災害への準備強化
国土強靱化地域計画に基づいたハード、ソフト事業を計画的に実施します。

主要施策

- 自主防災組織の育成
- 多くの町民が参加する防火・防災訓練への取り組み
- 地域や学校などでの防災教室の開催
- 非常食、飲料水、生理用品など防災対策品の確保
- 迅速かつ正確な防災情報の発信
- 国土強靱化地域計画に基づいた事業の実施

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
自主防災組織の育成・強化	組織確立と組織数の増加
防災意識の高揚	防災活動の認知度上昇



2 安全な町民生活の確保

①交通安全対策の充実

現況と課題

- 町民の日常生活にとって自動車の利用は不可欠なものである一方で、当町の交通環境は、観光施設・イベントを起因とした国道 286 号の交通渋滞や、冬期間の積雪や凍結によるスリップ事故多発等の問題を抱えています。
- 公共交通機関の脆弱な地域であるため、都市部と比較し高齢者ドライバーの割合が高い傾向です。
- 関係行政機関と広域的な連携を図りつつ、交通安全指導隊や交通安全協会などの協力のもと、啓発活動や交通安全講習会など、行政・地域・職場のそれぞれの立場で、運転者・歩行者双方への交通安全教育と意識啓発の強化に加え、交通弱者に配慮した交通安全運動を展開することが必要です。
- 町が主体となる交通安全施設の整備事業については、地域の声に耳を傾けながら優先順位を確認するなど、効率的かつ効果的な整備事業を維持していく必要があります。
- 交通指導隊や特に交通安全母の会は高齢化や慢性的な担い手不足が続いており、組織の在り方など抜本的な見直しが急務となっています。

基本方針

- ①交通安全意識の醸成
安全で安心なまちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などで交通安全教室を開催するなど交通安全意識の醸成を図ります。
- ②交通弱者（子供・高齢者）の安全確保
子供や高齢者の交通安全確保をより一層推進するため、関係行政機関・老人クラブ・各小中学校などと連携を密にし、自主的な交通安全活動を促進していきます。
- ③交通安全施設の整備
交通事故の多発している交差点や、見通しの悪い箇所に道路標識の設置や改良等を関係機関に要請していきます。また、道路利用者の安全確保を図る観点から、経年劣化により表示の薄れている区画線の再設置などの安全施設整備事業を実施します。
- ④交通安全各種団体との連携と運営支援
交通安全の意識を子供から高齢者まで普及徹底させるため、交通安全各種団体との連携を図りつつ、活動を支援していきます。

⑤高齢者ドライバーの安全対策

高齢者の自動車運転機能維持を図るための訓練機会の創出や、運転免許証を返納した者が交通弱者とならないよう、タクシー利用の助成や町民バスの運行維持などを図ります。

主要施策

- 交通安全教室開催等による交通安全意識の醸成
- 交通弱者（子供、高齢者）の安全確保対策
- 交通安全施設の整備
- 交通安全各種団体との連携と運営支援
- 高齢者ドライバーの安全対策



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
交通安全意識の醸成	交通事故発生件数の減少

交通事故発生件数の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人身発生件数	40	25	9	18	16
負傷者数	60	43	19	22	24
死亡者数	2	0	0	1	0

※各年の1月から12月までの件数

資料:総務課

②防犯体制の充実

現況と課題

- 当町では、通年にわたり防犯指導隊による夜のパトロールを実施するなど、防犯対策の充実に努めてきました。しかし、ボランティアによる防犯指導であり、権限も限られていることから、車に乗ったパトロールのみの実施となっています。また、地区ごとに防犯連絡所（連絡員 23 名）が設置しています。
- 近年の急激な社会環境の変化は、価値観や生活様式を多様化させ、地域連帯意識の希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしており、その結果、住居等への侵入、非侵入を問わず窃盗等の犯罪や事故が増加しています。安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政や警察活動のみならず、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要です。
- 既設防犯灯のLED化を推進し、省電力化を推進しています。

基本方針

①防犯体制の充実・強化

防犯指導隊、防犯協会、防犯連絡所並びに警察署の連携を強化し、コミュニケーションづくりを基本とする地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図っていきます。また、行政区と話し合いながら、防犯灯の適正な配置並びにLED化への更新事業を行っていきます。

②防犯に対する意識啓発

町民への防犯対策の周知や防犯意識を醸成するため、広報活動をとおして意識の啓発を図っていきます。

③町民一人ひとりの防犯意識醸成

「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を高めていくことで、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪防止に努めるとともに、地域一体となって安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

④防犯上の配慮を要する子供・女性・高齢者等を犯罪被害から守る

子供・女性・高齢者等を犯罪被害から守っていくために、日常生活の中で声をかけ合い、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような取り組みを促進します。また、犯罪情報等を迅速かつ正確に町民へ周知する体制を整備します。

主要施策

- 防犯体制の充実・強化
- 防犯に対する意識啓発
- 町民一人ひとりの防犯意識醸成
- 子供・女性・高齢者等の犯罪被害防除

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
防犯体制の充実・強化	地域に根付いた防犯体制の確立

犯罪件数の推移

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯	0	0	0	0	0
窃盗犯	20	19	27	32	17
性犯罪	0	0	0	0	0
その他	12	12	14	6	7

※各年の1月から12月までの件数

資料:総務課

現況と課題

- 高度情報通信社会の進展等に伴い、消費者トラブルは、ますます複雑化・多様化しています。また、高齢化の進行に加え、民法の改正により令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえると、消費者問題は増加することが危惧されます。このことから、行政側の消費者被害の拡大防止や救済に向けた取組みと、自らの利益の擁護と権利の尊重のため自主的に判断し、行動できる消費者を育成することが不可欠と考えます。

基本方針

- ①消費者意識の啓発と教育
自らが必要な知識や情報を収集し合理的に行動できる力を育てるため、広報紙やSNS等で情報提供を行います。
- ②消費者相談体制の充実
消費者トラブルを迅速かつ円滑に解決するため、相談窓口を開設します。

主要施策

- 消費者意識の啓発と教育
- 消費者相談体制の充実

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
消費者意識の啓発と教育	広報紙へ掲載
消費者相談体制の充実	消費生活相談員による窓口開設

マルチ商法（ネットワークビジネス）に気を付けて！



《事業者とのトラブルは、消費生活相談員へ》

- 町民生活課（TEL84-2112） 相談は随時受け付けます。相談員は毎週木曜日、午前10時30分から午後4時30分まで対応します。
- 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター（TEL52-5700）
平日 午前9時から午後4時まで
- 宮城県消費生活センター（TEL022-261-5161）
平日 午前9時から午後5時まで 土・日曜日 午前9時から午後4時まで

<お問い合わせ先>
消費者ホットライン
【188】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、電話での相談をお願いします。また、土日の来所相談は予約制となっています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

3 道路・交通体系の整備

①幹線道路の整備

現況と課題

- 仙台市に接する当町は、流出就業者の 6 割近くが就業の場の多くを仙台市に依存しています。一方、仙台市民の身近な憩いの場として、年間約 80 万人以上の入園者が訪れる国営みちのく杜の湖畔公園が立地しています。
- 当町では仙台市との間で人やモノの流れが大きく、この流れをより大きく円滑にしながら一層の連携強化を図ることが、当町の活性化の原動力になると考えられます。
- 仙台都市圏とのより一層の連携強化、交流促進を図るうえで重要な基盤となるのが、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号です。しかし、茂庭～赤石間の 4 車線化は完了しているものの、碓石～赤石間の道路整備が遅れているため、早期事業着手が強く望まれています。
- 野上地区のように地区を迂回するバイパス整備が行われていない箇所については、居住環境の悪化を防ぐバイパス整備が望まれています。
- 当町を南北に縦断し、白石市と岩手県一関市を結ぶ国道 457 号は、国道 4 号の機能を補完する南北方向の交通軸として重要な位置付けを持つことから、その整備促進が望まれています。

基本方針

- ①国道 286 号（碓石～赤石間）の早期完成
道路幅員が狭く急カーブが多い区間であり、夜間や冬期間の安全性の確保が難しく、また、交通渋滞の原因となっている国道 286 号の碓石～赤石間の早期完成を各関係機関へ強く要望します。
- ②国道 457 号の整備促進
国道 4 号の機能を補完する国道 457 号の整備に向けて、早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。
- ③国道 286 号野上バイパスの整備促進
当町を横断する国道 286 号で唯一バイパス整備が行われていない野上地区に関して、沿道地域の居住環境保全、交通安全等の観点から、バイパス整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。

主要施策

- 国道 286 号碓石～赤石間の早期完成
- 国道 457 号の整備促進
- 国道 286 号野上バイパスの整備促進

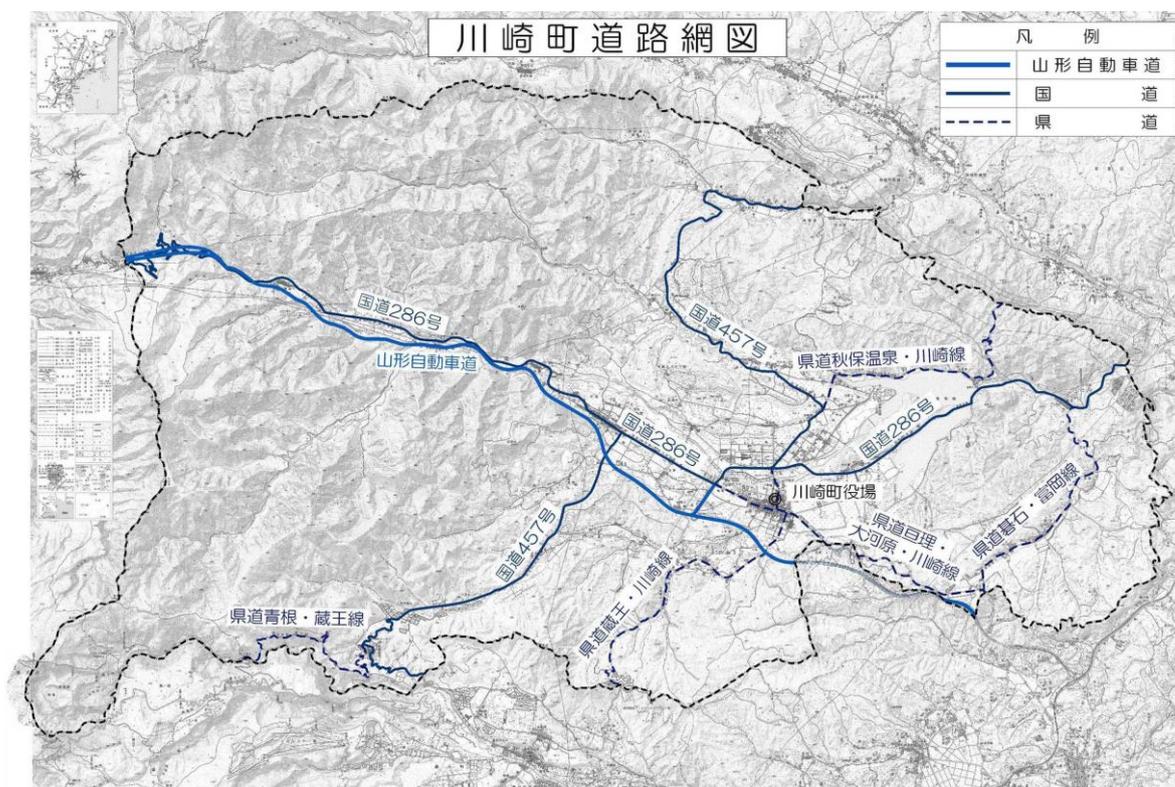
関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
国道 286 号碓石～赤石間の整備促進	早期完成
国道 457 号、国道 286 号野上バイパスの整備促進	整備完了

川崎町道路網図



②安全な道路づくり

現況と課題

- 川内、本砂金地域を通過する国道 457 号は、地域住民にとって大変重要な生活道路ですが、歩道がなく、見通しの悪い部分の改良も遅れており、安全性が高い道路とは言えません。
- 当町の国・県道は、地区周辺のバイパス整備などを中心に改良・舗装が進められた車主体の整備であったことから、歩行者の立場に立った安全性の高い道路づくりへの取り組みが十分ではありません。今後は、国・県道の歩道整備に対する積極的な取り組みが必要となっています。
- 冬期の除雪については、住民の協力を得ながら、質的改善に努めていく必要があります。
- 当町が管理する橋りょうは 62 橋（橋長 2m 以上のカルバート含む）あり、うち供用開始後 50 年以上を経過する橋りょうが 3 橋存在しています。老朽化の進行により、安全で円滑な交通の確保が困難になることが懸念されるため、定期的な点検及び維持管理計画書を策定していく必要があります。

基本方針

- ①歩行者の安全性に配慮した道路整備要請の強化
当町の国・県道は、町内と町外を結ぶ幹線道路であるとともに、点在する地域間を結ぶ生活道路の位置付けも持ち合わせた道路です。今までの車中心の道路整備から人間中心の道路整備へと転換し、歩道整備を中心とする歩行者の安全性に配慮した道路整備の実施を、道路管理者である宮城県に要請する活動を強化していきます。
- ②バリアフリー化の推進
歩道整備などにあたっては、高齢者や障がい者等が安心して日常生活を営むことができる環境づくりのため、バリアフリー化を推進します。
- ③道路施設維持管理の推進
安全で円滑な通行を確保するため、計画的に道路施設の点検を実施するとともに修繕計画書を策定し、年次計画で施設の補修工事を実施していきます。併せて、冬期間の安全な通行を確保するために、地域住民の協力を得ながら、冬期除雪の質的改善を進めていきます。

主要施策

- 国・県道の歩道、街灯整備要請の促進と主要町道の歩道整備の推進
- バリアフリー化の推進
- 道路維持管理の向上
- 道路施設の定期点検及び修繕計画策定並びに修繕計画に基づく補修工事の実施
- 除雪に対する主体的な住民参加と質的改善並びに県との協力体制の確保

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
道路管理上の瑕疵による事故件数	0 件

町・農・林道路線数、総延長の推移

区 分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)
町 道	244	195,034	△26	244	195,022	△12	244	195,020	△2	244	195,017	△3
農 道	106	66,872	0	108	67,992	1,120	108	67,992	0	108	67,815	△177
林 道	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0

資料:建設水道課、農林課

③公共交通体系の維持

現況と課題

- 公共交通機関の確保と町民福祉の向上を目的に、平成13年1月15日から「かわさき町民バス」の運行を開始し、主に交通弱者の足として年間延べ約4万人の利用実績となっています。なお、町民バスは既存路線バスとの重複を避けた町内循環ルートが主流であり、町外へのアクセスを前提とした運行体系ではありません。
- モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行を背景として、既存路線バスの経営は縮小傾向にある一方、新たな交通機関への進出または民間参入は難しいのが実態ですが、平成26年8月から株式会社タケヤ交通が路線バスを1日平均10本（仙台駅前間）運行するようになり、仙台市方面へのアクセスに対する利便性が高まりました。

基本方針

①既存路線の維持

乗車率が低調な不採算地区の運行バスの本数縮小や路線廃止が危惧されるため、民間路線バスも含めた既存路線のPR支援や町民乗車ニーズ分析、あるいは乗車率向上提案など、運行会社との情報共有をはじめ、路線バス乗車率向上支援対策を通じた乗車人数の増加により、路線の維持を推進します。

②町民バスの運行充実

町民のニーズや町民バス運営審議会の意見を的確に捉えつつ、利用者の視点による利便性の向上と現在の車両体制の是非などを検討し、安全で安定した、また、広く多くの町民に利用される町民バス運行体制を図ります。

主要施策

- 既存路線維持対策の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
既存路線の維持	既存路線乗車人数の増加
町民バスの維持・見直し	ニーズに対応した運行体制

町民バス利用者の推移

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
青根・前川線	6,720	△ 1,947	5,501	△ 1,219	5,789	288	4,204	△ 1,585
笹谷・野上線	6,446	△ 278	7,382	936	8,081	699	6,367	△ 1,714
碁石・支倉線	19,712	△ 3,698	20,053	341	17,935	△ 2,118	14,942	△ 2,993
本砂金・川内線	7,928	△ 1,972	7,280	△ 648	6,025	△ 1,255	3,747	△ 2,278
湯坪線	435	△ 97	314	△ 121	259	△ 55	207	△ 52
下原線	199	△ 86	167	△ 32	117	△ 50	39	△ 78
四ヶ銘山線	745	△ 168	647	△ 98	543	△ 104	404	△ 139
安達線	339	△ 63	228	△ 111	309	81	158	△ 151
町内循環	1,386	△ 415	1,148	△ 238	1,149	1	883	△ 266
合 計	43,910	△ 8,724	42,720	△ 1,190	40,207	△ 2,513	30,951	△ 9,256

資料：町民生活課

4 計画的な土地利用

①自然的土地利用の保全・活用

現況と課題

- 当町の地勢は、町域面積 270.77 km² の 80%を占める山岳丘陵地帯と、東部の河岸段丘が発達した山間盆地に分けることができます。一方、集落、農地は山間盆地内を流れる河川の流域に分布して発達してきました。
- 山岳地帯や釜房湖周辺については、国立公園や自然保護に係わる地域指定による開発規制により、その保全が図られてきましたが、最近では環境保護に対する社会の関心が高まっており、当町の美しい自然環境の保護はもとより、町民が一丸となった取り組みが一層重要となっています。
- 自然とのふれあい活動や自然学習など、地域の自然、生活、文化、歴史にふれる行動が広がりを見せていることから、保全とともにその活用についても推進していくことが必要となっています。

基本方針

- 森林地域の計画的な保全・活用と適正な誘導
当町の森林地域について、林業基盤の整備や森林の保育管理の強化を図りながら、水源涵養や町土保全等の公益機能の維持と強化を図り、自然環境の保全を推進します。また、自然環境等の保全に留意した森林の有効利用を推進します。



主要施策

- 山の緑の保全や水源涵養など森林機能の向上
- 土地利用規制の適正な運用と自然との調和を考慮した土地利用計画の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
森林整備促進による水源涵養機能強化	水源かん養保安林 2,263ha→維持

②町中心部の計画的な土地利用の推進

現況と課題

- 裏丁、本荒町、中新町で形成する現在の町中心市街地内は、過去から自然発生的に形成された市街です。現在、特に目立った開発がないため市街地の拡大や町並みに大きな変化は見受けられません。
- こども園の開園や小学校の統合により、文教施設が集中したことに伴い、市街地内道路の交通量が増加したことを踏まえ、歩行者や通行車両の安全確保のため、町道裏丁1号線及び2号線の道路改良事業を実施しました。文教施設の集中や交通の利便性向上に伴い、宅地の造成や住宅の建築が見受けられるようになってきています。
- 人口減少に伴い、町中心部においても空き家が増加しています。
- 町営住宅の建て替え事業に伴い、将来、伊勢原住宅団地が空き地となる見込みです。

基本方針

- 宅地利用の推進
今後5年以内に市街地内での開発計画が特に見込まれていないことや、用途混在地でありながらも一定の住環境が確保されている現況に鑑み、計画期間内において都市計画による規制・誘導の必要性が低いと考えられます。
一方で町中心部は、公共施設や文教施設、医療福祉施設、公共交通の路線が集中していること、道路の拡幅により交通の利便性が向上していることから、宅地利用が見込まれる地域となっています。人口増加や町中心部のにぎわいを創出するためにも、空き家等の再利用や公共空地の利活用を図ります。

主要施策

- 空き家の利活用事業
- 町営住宅跡地の有効利用

関連SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
公共空地の有効利用	利活用方針の決定



5 快適な居住環境の整備

①安定した給水体制の確立

現況と課題

- 当町には 8 箇所の水道施設があり、給水区域内に供給を行っています。計画給水人口は 8,309 人、計画一日最大給水量は 4,565 立方メートルで、令和 2 年度末における給水人口は 8,228 人、給水戸数は 3,196 戸、給水普及率は 98.9% となっていますが、平成 21 年度末と比較すると給水人口が 1,152 人の減、給水戸数は 1,896 戸が減少しており、少子高齢化による人口減少が大きな要因と考えられます。
- 町民の文化的生活の向上や産業振興にとって、水は欠くことのできない資源ですが、急激な人口減少、節水意識の高まり、雨水・再生水の利用等により、水需要・給水収益が減少し、今後も厳しい水道事業の経営が予想されます。
- 石綿管更新事業は完了しましたが、水道施設や水道管路の老朽化に伴い、修繕整備や布設替工事などの更新投資は続いていくものと思われます。
そのためには、将来の水道事業の理想像を明示・具現化していくため、管路更新計画、投資財政計画を網羅した水道事業基本計画を策定し、現状の把握と経営の見える化に向けて取り組んでいく必要があります。

基本方針

- ①水道事業基本計画の策定
基盤となる管路更新計画や投資財政計画を立て、計画的かつ安定的に水道事業を運営していくため、水道事業基本計画の策定に向けて取り組んでいきます。
- ②既存施設の整備・改善
老朽化した水道施設や配水管布設替工事を計画的に推進していきます。
- ③水道事業の健全化
経費等の節減に努めるとともに、補助金や起債事業を活用しながら事業を進めていきますが、経営状況によっては適正な水道料金の在り方について検討を行っていきます。また、水道の整備が困難な地区においては、井戸水を確保するための経費に対する助成事業を引き続き取り組んでいきます。

主要施策

- 水道事業基本計画の策定
- 老朽化した施設や配水管の更新工事の推進
- 水道事業会計の健全化
- 飲料水安定確保対策事業

関連SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
上水道有収率	79.0%→88.5%
上水道加入率	98.9%→100%

上水道普及・給水状況の推移

区分	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)	1日最大給水量(m ³)	1日平均給水量(m ³)	1人1日最大給水量(ℓ)	1人1日平均給水量(ℓ)
平成28年度	8,835	8,535	96.6%	3,528	2,871	414	337
平成29年度	8,648	8,471	97.9%	3,495	2,803	413	331
平成30年度	8,550	8,413	98.4%	3,848	2,816	458	335
令和元年度	8,437	8,342	98.9%	3,724	2,913	447	350
令和2年度	8,322	8,228	98.9%	4,034	2,847	491	347

資料:建設水道課



②下水道及び合併処理浄化槽の整備

現況と課題

- 当町の汚水処理は、公共下水道と合併処理浄化槽を合わせて、水洗化率 80.8%となっています。
- 当町の公共下水道事業は、昭和 60 年の供用開始から 36 年が経過しました。この間、着実に事業の進捗が図られ、現在までの公共下水道整備面積は、川崎処理区 415.5ha、青根処理区 13.02ha まで至っており、令和 2 年度末現在の水洗化率は川崎処理区で 94.4%、青根処理区では 61.0%となっています。
- 公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置（水洗化）率は、令和 2 年度末現在 57.6%（単独処理浄化槽除く）となっています。
- 公共下水道事業の経営は、地域が点在する地理的要件や単独の処理場を有していることから、汚水処理人口に対して事業費が大きく、一般会計からの繰出金頼みの経営が続いています。また、各施設の老朽化も著しいことから、計画的な施設の老朽化対策事業を進めていることに伴い、更なる経営悪化が懸念されます。
- 浄化槽の法定検査について、一部未受検のものがある状況です。また、水質が悪化している浄化槽が毎年数件見つかっています。

基本方針

- ①水洗化率向上を目指した取り組みの展開
公共下水道区域内の水洗化率 100%を目指します。
公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ②公共下水道施設の老朽化対策
施設全体の最適化を図りながら、老朽化が顕著な電気・機械設備を中心に計画的な更新と長寿命化対策事業を行っていきます。
- ③公共下水道事業の経営健全化
公営企業法の適用により、将来の経営見通しと経営戦略の見直しを実施し、持続可能な経営を目指します。また、一般会計からの繰入金の適正化を図ります。
- ④浄化槽の適切な維持管理の推進
浄化槽法定検査の受検を徹底するため、設置者に対して周知、啓発を行います。また、水質が悪化している浄化槽については、適切な維持管理に努めるよう、設置者に対して改善を求めます。

主要施策

- 水洗化の推進
- 公共下水道施設（電気・機械設備）の老朽化対策
- 合併処理浄化槽の普及促進と保守点検の徹底
- 公共下水道事業の経営戦略
- 公共下水道事業の地方公営企業法の適用(令和6年度)

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
公共下水道区域内水洗化率	93.9%→100.0%
公共下水道区域外水洗化率	57.6%→ 70.0%
一般会計繰入額（公費負担額）	330 百万円→222 百万円

水洗化普及率状況の推移

区 分	総人口 (人)	公共下水道区域内				公共下水道区域外			町全体 水洗化率 (%)
		供用開始 人口 (人)	普及率 ※1 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 ※2 (%)	人口 (人)	浄化槽 設置人口 (人)	水洗化率 ※3 (%)	
平成 28 年度	8,993	5,783	64.3%	5,413	93.6%	3,210	1,801	56.1%	80.2%
平成 29 年度	8,862	5,621	63.4%	5,263	93.6%	3,241	1,838	56.7%	80.1%
平成 30 年度	8,760	5,566	63.5%	5,209	93.6%	3,194	1,781	55.8%	79.8%
令和元年度	8,654	5,494	63.5%	5,151	93.8%	3,160	1,821	57.6%	80.6%
令和 2 年度	8,535	5,410	63.4%	5,081	93.9%	3,125	1,799	57.6%	80.6%

資料: 建設水道課・町民生活課

人口は各年度の3月 31 日現在の人口

※1: 普及率(供用開始人口÷総人口): 公共下水道を利用することができる人の割合

※2: 水洗化率(水洗化人口÷供用開始人口): 公共下水道区域内の人で下水道に接続した割合

※3: 水洗化率(浄化槽設置人口÷公共下水道区域外人口): 公共下水道区域外の人で合併処理浄化槽により水洗化した割合

現況と課題

- 当町の公園は、都市公園として城山公園、青根公園が計画に位置付けされています。都市公園以外では、国民健康保険川崎病院北側の北川河川公園、旧国民健康保険川崎病院跡地を活用したひだまり公園、自然公園法に基づく青根自然の森公園や、小規模な児童公園等が複数設置されています。
- 当町の公園・緑地の配置は、誘致距離を勘案した適切なバランスとはなっておらず、また比較的小規模な公園がほとんどであるため、都市公園としての機能を十分に発揮しているとは言い難い状況です。
- 町内には緑化された広場がないことから、子供たちが安全にのびのびと遊ぶことができる場所の確保が必要との意見があります。
- 公園内に設置されている遊具の老朽化が進んでいくことから、計画的に老朽化対策を実施する必要があります。

基本方針

- ①既設公園の活用と維持管理の推進
町民の交流の場として、また、子供たちの遊び場として、地域住民との協働により既設公園の緑化や維持管理を推進し、誰もが親しみやすく、利用しやすい公園の管理を図ります。
- ②河川公園・親水空間の保全の推進
北川河川公園の保全を推進するとともに、町民が安心して水遊び等ができるよう親水空間の整備を推進します。
- ③子供たちがのびのびと遊べる広場の確保
子供たちがはだしでも安全にのびのびと遊ぶことができるよう、町民や体育協会、スポーツ少年団等と協力して既存公園等の緑化を推進していきます。
- ④公園内遊具の老朽化対策
公園内に設置している遊具の定期的な点検・整備等による適正な維持管理を図ります。

主要施策

- 各公園・緑地等の維持管理の充実
- 各種公園施設の適正な維持管理

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
遊具の老朽化対策	計画的に実施



6 定住の場の創出

①住宅用地の確保及び住宅分譲地の販売促進

現況と課題

- 現時点において町内に宅地分譲を目的とした開発行為の申し出はありません。
- 支倉清水向地区に造成した住宅分譲地は、平成 20 年の販売開始から 10 年以上が経過したものの完売に至らず、今後もしばらくの間、未利用地の残ることが懸念されています。

基本方針

- ①宅地造成未実施（町中心部を除く）
町内に供給可能な宅地が点在しているため、町中心部以外では公共による新たな宅地造成はしません。
- ②支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進
これまで以上に営業活動に力を入れながら、定住促進を最優先課題と捉え、販売価格等を抜本的に見直し、住宅分譲地の販売促進を図ります。

主要施策

- 用途地域の指定と住宅用地供給の誘導
- 支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
住宅分譲地の販売	1 戸以上

②町営住宅の整備

現況と課題

- 町営住宅は令和3年3月末現在、121戸整備されています。
- 当町の町営住宅は建築後50年を経過しているものもあり、現在、平成22年度に策定（平成26年度に変更）した「町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の建替え事業を実施しています。また、建て替えを計画していない北原住宅についても老朽化が進行しており、長寿命化対策が必要になっています。

基本方針

- ①計画的な建替計画の推進
伊勢原、青根厚生住宅及び沼ノ平アパートについては、住宅の建て替えを推進します。
- ②計画的な改修計画の推進
北原住宅の雨漏りが顕著となっていることから、屋根の改修を推進します。

主要施策

- 町営住宅建替事業
- 町営住宅屋根改修事業

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
既設町営住宅の建て替え	伊勢原住宅建替事業の完成
北原住宅の長寿命化	屋根改修事業の完成

7 川崎町らしい景観の保全と創造

①蔵王連峰の眺望の確保

現況と課題

- 当町では町内各所で蔵王連峰を眺望することができます。蔵王連峰の眺望は当町の景観を構成する重要な要素であり、まちづくりの思想にも「蔵王が美しく見えるまち」を生かす必要があります。
- 「蔵王が美しく見えるまち」をアピールするためには、当町を訪れる人が利用する場所の景観保全をする必要があります。
- 支倉地区では地域住民が県道沿いにスイセンを植栽し、春には満開のスイセンと雄大な残雪の蔵王山を一望できる「スイセンロード」として、すばらしい景観が形成されています。
- 近年では耕作放棄地や手入れがされていない山林の増加、国道 286 号では交通量の増加に伴いポイ捨てされるゴミも目立ち、景観の妨げとなっています。
- バイパス沿道については、蔵王連峰眺望の妨げとならず、眺望景観と調和する建築物の誘導も必要となります。国道 286 号バイパスは、主要幹線道路として整備された道路であり、広域的な施設立地が可能な道路で、このまま放置すればバイパス沿いにロードサイド型店舗が立地する、全国各地で見られるような画一的な土地利用に変化していくことが予想されます。

基本方針

- ①蔵王連峰と調和した景観づくりの推進
すばらしい蔵王連峰の景観をまちづくりに生かすため、道路沿いへの花の植栽や清掃活動、手入れがされていない農地や山林の除草等を地域住民と協力しながら推進していきます。
- ②景観と調和した建築物等の誘導
バイパス沿道や町中心部、釜房湖周辺地域は、蔵王連峰の眺望が美しい区間であることから、町景観条例に基づき、建築物の高さ、意匠、色彩など景観に配慮した建築物の誘導を推進します。

主要施策

- 町民との協働による道路沿いへの花の植栽や清掃活動の推進
- 町中心部（バイパス沿道を含む）と釜房湖周辺地域の景観形成の推進

関連SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
主要道路沿線における花の植栽や清掃活動	継続実施
景観条例に基づく届出	景観意識の向上

②河川景観の保全

現況と課題

- 溪流釣りが盛んな当町では、町を流れる河川の多くで、自然護岸や水辺植生による美しい水景を見ることができます。このような自然の河川景観を守っていく必要があります。
- 北川においては上流部でもゴミの散乱が目立ち、河川景観が阻害されはじめています。
- 今後必要となる護岸整備などの河川整備の実施にあたっては、極力自然への影響を少なくする方法を用い、自然環境に調和した河川整備を進める必要があります。

基本方針

- ①手つかずな河川景観の保全の推進
自然護岸や水辺植生による美しい水景を可能な限り保全していきます。
- ②自然にやさしい河川整備の推進
河川に生息・生育する動植物に配慮した河川整備を推進します。
- ③水の大切さに対する意識の啓発
関係団体と協力して、町民や下流域に居住する都市住民を対象に、水の大切さに対する意識の啓発を図っていきます。

主要施策

- 手つかずな河川景観の保全の推進
- 自然にやさしい河川整備の推進
- 水の大切さに対する意識の啓発
- 地域住民参加による河川維持の推進



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
住民による河川や側溝の清掃活動	1回/年以上実施

③ 笹谷街道の松並木の保全

現況と課題

- 町中心部から野上地区にかけての国道 286 号は、歴史街道の面影を残す松並木が両側に続き、今宿地域のランドマークであるシシナゴ山とともに、当町の代表的な景勝地となっています。しかし、交通量の増加や大型車の通行等により、松が傷み、かつてのような松並木の景観が崩れつつあります。
- 当町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全が望まれています。



基本方針

- 笹谷街道の松並木の保全と育成
当町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全を推進していきます。

主要施策

- 笹谷街道の松並木の保全と育成

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
既存松並木の保全	病虫害被害 0

8 自然環境の維持・保全

①自然環境の保全

現況と課題

- 我々の行動は、何気ない日常生活であっても、当町の貴重な自然を損なうことにつながる場合があるため、町民一人ひとりの自然保全の意識を高める必要があります。また、自然環境を維持・保全するためには、土地利用調整機能の強化による環境保全と開発の調和、環境美化活動や水質保全運動など、自然の保護・保全対策の総合的な実施が必要となっています。
- 特に、当町の価値を失わないために、「大都市から不要なものを持ち込んではいけない町」と誰もが思うよう、イベントや学習会などを積極的に実施するとともに、幼児、児童、学生にも当町の自然環境の保全を認識できる機会を積極的に与える施策展開が必要です。
- 林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、私有林を中心に森林組合等への施業委託の件数が増加していますが、未だに間伐、保育が適切に実施されていない森林が多く見られます。特に所有規模の小さい所有者や不在所有者の森林は、適切な管理が行き届かず放置されている場合もあり、これらの森林整備では森林組合や林業後継者の果たす役割はますます重要となっています。
- 林業と木材産業の一体的な活性化、森林空間、景観等を最大限に活用した総合的な林業の展開など、地域住民などの広範な関係者の連携と参加による森林整備・林業振興への取り組みが必要となっています。

基本方針

- ①自然環境の保護・保全対策の推進
継承すべき自然環境を後生に残すため、環境美化運動、水質保全運動などと連携した自然環境の保護・保全活動を展開していきます。
- ②環境教育の推進
社会教育の一環として、環境問題に対する学習体験の場の充実に努め、環境教育と保全意識の啓発を推進します。
- ③住民参加による森林整備の推進
地域住民及び都市住民が森林とふれあう機会を設け、水源涵養に係る森林整備の重要性の啓発を図ります。
- ④森林環境譲与税を活用した意向調査・集積
間伐や保育等適切な経営管理が行き届いていない森林について、森林所有者の意向を確認して、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の促進を図ります。

⑤関係機関・団体等との連携による取り組みの推進

川崎町が有する自然環境と観光スポットでもある釜房ダム及び国営みちのく杜の湖畔公園等をとおして、水の大切さや自然のすばらしさを楽しみながら学び、地域の良さを再発見し、体験や交流などを感じ取れる事業を推進します。

主要施策

- 森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
自然環境保全の推進	自然環境の保護・保全活動の実施
環境教育の推進	環境保全学習会の参加数の増加
上下流連携の推進	都市住民交流会等の継続実施



②森と水を守る植林と河川の水質保全の推進

現況と課題

- 森林等の緑には、水源涵養、大気浄化、二酸化炭素吸収など、多面的で非常に優れた環境保全のための公益的機能があります。特に当町においては、水資源の涵養を担う自然のダムとして、その保全事業は積極的な取り組みが望まれています。
- 当町を流下する碁石川、北川、立野川、前川、本砂金川は、蔵王連峰の深い緑に支えられた豊かな自然環境が水源となり、どの川も清流が流れる当町の豊かな自然環境を示すバロメーターとなっています。
- 碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川が流れ込む釜房湖は、仙台市民等の水源として昭和 45 年に完成し、現在まで仙台市の水がめとして上水道の供給を行っており、今後も釜房湖の水質保全を図る必要があります。
- 当町の森林に対して、木や森を守ることは水を守ることであるとの認識に基づき、森を守るための育林や植林に取り組む必要があります。

基本方針

- ①上流域の水源地保全の推進
当町の西側丘陵部の一部に見られるブナ林の伐採等に関しては、山の保水力、浄化機能の低下を防ぐため、流域を把握しつつ、関係機関と調整を図りながら、開発抑制に向けた取り組みを実施していきます。
- ②上流域の水源地育成の推進
開発に伴う木の伐採については極力抑制し、「伐採した分だけ植林する」をテーマに働き掛けを行います。併せて、保水力の高いブナなどの落葉広葉樹の植林は、これまでの取り組みがほぼ完了したため、今後は育林を積極的に推進していきます。
- ③中流域における水質保全の推進
公共下水道の普及と浄化槽設置事業を推進し、公共用水域への家庭雑排水の流入を防ぎ、水質の保全を図ります。また、河川の水質汚染対策に取り組むとともに、敷地内の水路へのゴミ捨て防止など、住民の意識付けを行っていきます。

主要施策

- 水源地の開発抑制の推進
- 水源地の落葉広葉樹育林の積極的な取り組み
- 水質保全に対する住民意識の向上

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
落葉広葉樹の育林	継続実施



③河川を活用したイベントの開催

現況と課題

- 当町の豊かな自然環境を保全し活用していくためには、自然を知ることが大切であることから、環境教育の充実を図るとともに、生涯学習としての環境学習を推進する必要があります。
- 6本の川が町内を流れる当町にあっては、現在以上に河川を意識した新しい生活のスタイルづくりが望まれています。特に子供たちを対象に、水面を眺め、水の流れに耳を傾け、水辺に降りて水にふれるといった機会を増やし、自分の体験をおして自然を学べる取り組みが必要です。
- 上流域である当町とその下流域である仙台市について、河川環境維持や水質保全に対する意識高揚を広げていくための交流が必要です。

基本方針

- ①環境教育・学習の推進
環境について学び、理解し、環境に対する意識と行動を変えるために、自然観察会、住民参加の環境調査の実施など環境学習に対する機会を提供し、学校を核とした環境教育・学習を推進します。
- ②水辺空間の確保
河川空間は自然に親しめる大切な地域資源との認識のもと、河川改修に併せ、河川とのふれあいを推進する水辺空間の確保を推進します。
- ③水源涵養教育事業への取り組み
水源と利水者の連携による水源涵養事業（森林環境保全）を推進します。また、河川環境の維持及び水質保全を目的とする事業主体間（国・地方公共団体・NPO・民間）の交流機会の確保をおして意思疎通を図るなど、連携した水源涵養教育事業の展開を促進します。

主要施策

- 環境教育・学習の推進
- 環境保全型水辺空間の確保と整備
- 水源保全促進関連団体間の交流事業



関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
環境教育・学習の推進	環境保全意識の向上
水源涵養事業の見直し	横断連携事業の実施

現況と課題

- 近年、異常気象は世界中で発生しており、日本国内においても猛暑や豪雨による自然災害の被害が甚大化するなど、気候変動の影響は顕著になってきています。また、2015年に合意されたパリ協定をはじめとし、全世界で地球温暖化を人類の緊急かつ最大の課題として、対応していかなければならないことが認識されています。
- 地球温暖化対策として、限られた資源を無駄にしないために公共施設はもとより各家庭や町内の各事業所での省エネルギー化を推進するとともに、化石燃料を由来としたエネルギーからの脱却を推進するため、再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー等の新エネルギーへの転換を図り、脱炭素社会へ向けて行動します。
- 再生可能エネルギーの発電施設で発電した電気を、国が決めた価格で買い取ることを電力会社に義務付けた固定価格買取制度の創設以降、町内でも太陽光発電施設の建設が盛んになっています。
- 一方で、住民への説明不足等による事業者と住民間のトラブルが全国各地で発生していることから、自治体は再生可能エネルギー発電事業が住民の生活に及ぼす影響や災害時のリスク等を事前に把握し、住民に考慮しながら適切に事業管理することが求められています。

基本方針

- ①省エネルギー化の推進
エネルギーの効率的な利用につなげるため、国・県などの施策との協調を図りながら、公共施設、家庭、事業所の省エネルギー化を推進します。
- ②新エネルギーの利用促進
既存の化石燃料への依存から脱却するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー、水素エネルギーの利用を公共施設のみならず、企業や町民まで浸透させます。
- ③川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を適切に運用し、再生可能エネルギー発電事業が川崎町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目指します。
- ④脱炭素社会の実現
人のみならずすべての生物にとって緊急の課題である気候変動問題に対応するため、国際的な目標を達成するべく、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。
- ⑤気候変動への対応
気候変動に対する緩和策の実施だけでなく、温暖化に備え各分野における適応策の検討を行い、影響による被害の回避や低減につなげます。

主要施策

- 省エネルギー化の推進
- 新エネルギーの利用促進
- 川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の適切な運用
- 脱炭素社会の実現に向けた啓発活動の推進
- 気候変動への適応策の検討と周知

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
脱炭素社会化への移行	省エネルギー化と新エネルギーの利用促進、及び脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成
各施設等の二酸化炭素排出量の削減	地球温暖化対策実行計画で目標と定めた削減量の達成
気候変動に対する適応策の検討と周知	地球温暖化に備え各分野における適応方針の検討・周知



写真：公共施設に設置した太陽光発電パネル



写真：事務室や長時間使用する部屋の照明をLEDに変更

9 環境衛生の充実

①循環型社会の推進

現況と課題

- 令和2年度の町民一人当たりの一般廃棄物排出量は一日 834 g、資源ごみの割合は 14.5%となっており、いずれもここ数年横ばいの状況です。排出量については県内では少ない方ですが、資源ごみの割合が低く、今後も徹底したごみの分別を周知するとともに、ごみの減量化に関する取り組みも積極的に実施する必要があります。
- 4R「リフューズ：断る」「リデュース：少なくする」、「リユース：再使用する」、「リサイクル：再生利用する」を町民や事業者と一体となって取り組み、循環型社会の実現を目指すとともに、最終処分される廃棄物の削減につなげます。

基本方針

- ①適切なごみ分別と減量化
限りある資源を有効活用するために、各家庭における適切な分別の徹底化を図るとともに、ごみの減量化に関する事業を定期的を実施します。
- ②循環型社会の推進
町民や事業者へ4R活動の意識を醸成し、循環型社会の実現に向けて行動するとともに、環境負荷の低減や最終処分場の延命化につなげます。

主要施策

- ごみの適正な分別の周知と指導の徹底
- ごみ減量化事業の実施
- 4Rの推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
町民1人1日当たりのごみの排出量の減少及びごみ分別の徹底	資源ごみの割合 19%以上。 ※令和2年の実績値 14.5%

ごみ処理状況の推移

区分	人口 (人)	総ごみ量(一般廃棄物)(t)						粗大ごみ (t)
		生活系ごみ(t)			事業系ごみ(t)			
		可燃	不燃	資源	可燃	不燃	資源	
平成30年度	8,760	1,335	59	368	860	10	33	18
令和元年度	8,654	1,322	53	352	843	11	30	14
令和2年度	8,535	1,335	64	356	792	12	23	19

※人口は各年度末時点の人数

資料:町民生活課

■ 4Rとは

4Rとは①Refuse「リフューズ」、②Reduce「リデュース」、③Reuse「リユース」、④Recycle「リサイクル」の頭文字の4つのRから4Rと呼ばれています。

①Refuse（リフューズ）断る＝ごみになる物は発生源から断つ

- *水筒・マイボトルを持ち歩いて、びん・缶・ペットボトル飲料の購入を控えよう
- *マイバッグを持ち歩いて、レジ袋を断ろう
- *過剰包装を断ろう
- *買い物メモを作るなど、計画的な買い方をしよう

②Reduce（リデュース）少なくする＝ごみとなる物が少なくなるよう行動する

- *食品はトレイやパックに入ったものはなるべく買わず、ばら売りのものを選ぼう
- *洗剤やシャンプーは容器入りを毎回買わず、詰め替え用を選ぼう
- *食材を買い過ぎて冷蔵庫で腐らせない、料理を作り過ぎない、食べ残さない

③Reuse（リユース）再使用する＝繰り返し使用する。修理したり、人に譲ったりする

- *フリーマーケットやリユースショップを利用しよう
- *イベントをする際は食器の持参を呼びかけたり、リユース食器を使用したりしよう
- *使わなくなった服は、町の衣類回収事業で納めよう

④Recycle（リサイクル）再資源化＝きちんと分別する。リサイクル品を買い資源を循環させる

- *紙類、容器包装プラスチックは、可能な限りもやせるごみではなく、資源ごみにする
- *びん・缶・ペットボトルなどは、きちんと分別して出そう
- *再生資源を使った環境にやさしい商品を選ぼう
- *リサイクルに積極的な店舗を利用しよう

①～④の順に一人ひとりが継続的に取り組むことが重要です。

現況と課題

- 地区内で一斉清掃を実施しているほか、公園等の環境美化、衛生活動など、美しいまちづくりのための美化活動を町民参画のもとに進めています。
- 道路や林道の定期的なパトロールや監視カメラの設置等、不法投棄の監視体制を強化しています。
- 生活環境を衛生的に保つため、衛生施設の環境整備や水質保全対策、防疫事業に取り組む必要があります。

基本方針

- ①環境美化活動の支援強化
各地区で定期的に行われている清掃だけでなく、ボランティアや民間企業・任意団体等が行う環境美化に関する活動全般に支援を行います。
- ②不法投棄防止対策の強化
定期的なパトロールにより、監視体制を強化するとともに、不法投棄防止看板や監視カメラの設置など対策の充実を図ります。
- ③衛生対策の推進
生活環境の衛生を保つため、住民と協力して防疫事業を実施します。

主要施策

- 地域住民やボランティア等の協力による環境美化・衛生活動への支援
- パトロールの実施及び監視カメラの設置等による不法投棄対策
- 生活環境の衛生に関する保全事業と害虫駆除等の防疫対策の実施
- 川崎斎苑の環境整備

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
パトロール等による監視の強化	環境美化指導員の定期的なパトロール等の実施による不法投棄の減少

③公害の未然防止

現況と課題

- 当町では、現在まで特に大きな問題となる公害は発生していませんが、今後も行政、町民、事業者が一体となって豊かな自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。
- 当町の環境を守り、次世代の人々が安心して暮らせる社会を構築し持続させていくためには、大気、水質、土壌の汚染を招くような行為を禁止する必要がある、環境に配慮した公害を発生させる心配のない企業の誘致など、総合的な施策展開が望まれています。
- ダイオキシン類が物を燃焼する過程などで発生することを踏まえ、野焼き禁止の周知徹底と法の基準に適合したごみ焼却施設での焼却の推進を、町民とともに取り組みます。

基本方針

- ①野焼き防止の周知
廃棄物の野焼き禁止の周知と、法の基準に適合した焼却施設での焼却を推進し、ダイオキシンをはじめとした有害物質による大気や土壌汚染の防止に努めます。
- ②工場等における公害防止対策の推進
環境に配慮した企業誘致を進めるとともに、工場の届出等の厳密化を推進します。

主要施策

- ダイオキシン対策意識の高揚
- 工場等の届出等に対する事前意識の強化
- 公害の防止

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
野焼き禁止の周知	野焼き件数の減少

●屋外でものを燃やしたりしていませんか？



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野外焼却は禁止されています！



写真：野焼き現場の写真
(異臭と有害物質をまき散らし、遠方からでも黒煙が視認できる)

■野焼きの禁止について（廃棄物の処理及び清掃に関する法律から抜粋）

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第4章 協働のまちづくり【かわさ希】

1 町民参画の促進

①まちづくりへの参画

現況と課題

- まちづくりは行政だけで成し遂げられるものではなく、住民がいかに意欲的かつ主体的に取り組むかによって、その成否が大きく左右されます。
- 町民の一人ひとりがまちづくりに参画する機会が大切で、また、地域を担う人材づくりも重要となっています。
- まちづくりに対する町民参画をより拡充するために、様々な方からの意見の集約や話し合う機会の充実が望まれます。現在まちづくり懇談会などをおして、意見・要望・提案が出されていますが、一層町民がまちづくりに参加しやすい環境づくりが望まれます。

基本方針

- ①まちづくり意識の喚起
まちはみんなで構築するという意識の醸成を図るため、町民への情報提供や情報共有化を通じて、町民の意識高揚を推進します。
- ②町民との話し合いの機会の拡充
町民一人ひとりが、まちのことを知り、考え、実践するプロセスのための話し合いの機会を増やします。
- ③地域力によるまちの活性化の推進
行政主導型のまちづくりから、町民力または地域力を重要視したまちづくりの展開に行政が支援する体制へとシフトを図ることによって、民間の活力による地域活性化を推進します。
- ④行政職員の意識転換
今後のまちづくりにおいては、官民協働姿勢で臨むことが基本となることから、従来の行政体質や組織をさらに見直し、住民の視点から物事を進め、主導型から支援型への意識転換を図ります。

主要施策

- 町民のまちづくりへの参画機会の拡充
- 町民の主体的な取り組み事業への支援
- 地域課題の話し合い事業の実施

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
協働のまちづくりの推進	地域課題の話し合いの実施 行政主導型事業からの脱却



②情報発信の充実

現況と課題

- 町民がまちづくりに参画するためには、行政が保有する情報を正確・迅速・的確に提供することが必要です。当町では毎月「広報かわさき」を発行するとともに、議会では、3・6・9・12月の議会終了後に「議会情報便カワサキ」を発行し、情報の提供に努めています。
- 従来のホームページに加え、素早く効率的に情報を提供するため、SNSを活用し、行政サービスや観光情報を発信しています。

基本方針

- ①情報発信力の強化
広報・広聴活動について、質の向上を図りながら、分かりやすく、かつ興味を持たれるような情報発信を促進します。また、町内だけでなく町外にも広く情報を発信するため、ホームページやSNSを活用します。
- ②広報紙の充実
町民のニーズを的確に把握した企画・情報・話題を組み入れます。また、一方通行な情報発信だけにならないよう、町民にスポットを当てた企画等で、より地域に密着した広報づくりに努めます。
- ③情報の集約と更新の推進
行政情報の所管を超えた情報集約（例えば、イベント・日程カレンダーなど）を図るなど、町民からの活用度の向上を図るとともに、ホームページやSNSの情報更新作業を徹底し、町の情報が魅力的で町民にとって役立つものとなるよう対策を実施します。



主要施策

- 積極的な情報提供の推進
- 広報紙の内容・構成の充実
- SNS等を活用した情報発信力の強化

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
情報発信力の強化	集客数又は特産品販売額の増加
広報紙の充実	内容・表現・構成の向上
情報の集約と更新の推進	横断的情報集約（重複情報の回避）

2 効率的な行財政の運営

①社会情勢の変化に対応した行政組織

現況と課題

- 当町の行政機構は、8課のほか国民健康保険川崎病院の町長部局と、教育委員会、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員で構成されており、令和3年4月1日現在、職員総数172人が行政事務に従事しています。
- 行政コスト削減の観点から職員数を抑制していますが、行政サービスの役割は多様化し、住民が行政に求める事案も増加、複雑化傾向の中、行政主導のまちづくりには限界が生じています。
- これまでは課長を中心とした上意下達による行政運営が主でしたが、スピーディーな社会情勢の変化に対応するため、若手職員の意見を柔軟に取り入れたボトムアップ方式への組織改革が必要です。

基本方針

- ①行政機構の改善と事務の効率化
行政需要の増大と変化に的確に対応するとともに、まちづくりにおける重点事業の推進や新たな振興策などに対応した行政組織の確立を目指し、適正な人材配置、民間への業務委託など、柔軟な構造改革とデジタル化を進め、行政事務処理体制の効率化を進めます。
- ②職員の資質向上の推進
住民から求められる職員像を下記のように捉え、住民福祉の向上に結び付く研修等を実施し、職員の意識高揚、資質の向上に努めます。
 - ・高い倫理観を持った職員
 - ・住民の視点を持ち、住民ニーズを先取りできる職員
 - ・将来に対する問題意識を持ち、環境変化に対応できる職員
 - ・情熱と使命感を持ち、意欲的に行動できる職員
- ③協働のまちづくりの推進
地域の課題を住民自らが把握し解決するという地方自治の本旨に立ち返るため、住民が主体的に取り組む活動を行政が支援する体制を構築し、低コストで質の高い行政運営を図ります。
- ④行政運営のボトムアップ方式への転換
若い職員がやる気に満ち主体となって業務を遂行できるよう、上意下達型の組織運営からボトムアップ方式への転換を図り、そのための体制を構築します。

主要施策

- 事務・事業量の変化に対応した組織の改善
- 総合調整機能の充実など、施策の総合化の推進
- デジタル化の推進
- 各種研修等の実施
- 委託可能な業務の徹底した外部委託の促進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
人的資源の確保	毎年省庁や県への職員派遣による人材育成の推進
課の統廃合	類似業務を行う課の統合による行政サービスの向上とコスト削減
外部委託の促進	既存の業務を1つ以上委託化

現況と課題

- 当町の財政構造は、自主財源割合は約 27.5%（平成 30 年～令和 2 年年度決算平均値）となっており、特に地方税の割合が減少傾向にあります。一方、依存財源では地方交付税の割合が極めて高い比率を占めており、その増減によって大きく左右される脆弱な財政基盤構造となっています。
- 財政指標の観点から見ると、地方債現在高比率や積立金現在高比率、さらに将来にわたる財政負担比率などは、地方債の発行抑制策や基金取り崩し抑制策により健全エリアとされているものの、地方債の現在高については災害対策による借入れなどで増加傾向にあります。また、経常収支比率は、県内自治体の平均が約 94%ですが、当町においても約 93%（令和 2 年度決算）と低迷しており、慢性的な財政硬直が続いています。
- 高齢化の進行や社会保障の拡充により、国民健康保険や後期高齢者医療保険及び介護保険会計に対する繰出金が増加しており、財政に対する負担が年々大きくなっています。また、地域医療の維持・確保のため病院事業会計への公的な負担も拡充している状況です。
- ライフラインである水道事業や下水道事業の将来的な設備更新事業のほか、学校など公共施設の維持補修費が懸念されています。
- 税の徴収については国税局OBを嘱託職員として採用した効果が表れ、町税収納率は上昇傾向にあります。現在は嘱託しておりませんが、徴収のノウハウを職員が取得し現状を維持しています。
- 「ふるさと納税」制度は、地方税法等の改正によって 2008 年 5 月から開始されています。当町における令和 2 年度の「ふるさと納税」の実績は、寄付額 1 億 1,661 万円、延べ 5,219 件の申込件数でした。

基本方針

①健全な財政経営の確立

当町は依存財源に頼った財政構造のため、長期的な歳入計画を策定することは困難であることから、毎年度「歳入優先主義」を徹底するとともに、歳出では公共施設等総合管理計画などを基に施設の維持管理について費用の平準化に努めます。また、限られた財源を必要な事業に投入できるよう、事業の「選択と集中」を図っていきます。今後も一般会計のみならず特別会計を含めた連結での経営状況を注視しながら、持続可能性の保持と地域活性化の進展のバランスを見定めた財政経営の展開を実施します。

②情報開示の徹底

財政健全化法に規定している健全化 4 指標のみならず、開示できる情報はホームページや広報紙等を活用して遅滞なく開示し、説明責任を徹底することにより、町民とともに考える財政経営を図っていきます。

③納税意識の啓蒙

租税教室等を通じて児童・生徒の納税に対する意識を高めていくほか、時代のニーズに沿う納付環境を整備し、徴収率の向上に努めます。

④ふるさと納税の推進

納付額の確保に努め、返礼品による町の魅力発信及び様々な好循環がもたらされるよう取り組みます。

主要施策

- 自主財源の安定確保(町税徴収率向上)
- 納付環境の整備・徴収対策の強化
- 適正な課税客体の把握
- 特別会計との連結をとおした全体的な経営意識の醸成
- 国・県の補助事業等の有効活用
- 歳入優先主義の徹底
- ふるさと納税の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
健全な財政の維持	財政健全化に関する各指標の維持
情報開示の徹底	認知度の向上
納税意識の啓蒙	徴収率の向上
ふるさと納税の推進	1億円以上の寄付額の確保



歳入状況の推移

(単位:千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入総額	5,008,516	5,024,611	5,183,126	5,174,334	6,419,918
地方税	944,796	964,293	959,666	942,438	921,653
地方譲与税	53,602	53,613	54,054	62,701	72,286
利子割交付金	541	950	817	409	398
配当割交付金	1,564	2,205	1,711	1,961	1,818
株式等譲渡所得割交付金	900	2,238	1,468	1,194	2,044
地方消費税交付金	158,578	161,946	169,852	160,607	197,107
ゴルフ場利用税交付金	39,815	31,058	30,651	29,975	25,018
自動車取得税交付金	14,499	17,159	15,945	8,694	0
地方特例交付金	2,332	2,878	3,648	23,399	7,487
地方交付税	2,359,458	2,330,655	2,258,553	2,340,509	2,446,825
交通安全対策特別交付金	1,176	1,281	1,238	888	901
使用料及び手数料	80,868	80,321	83,107	77,677	63,099
国庫支出金	383,195	373,605	290,876	344,937	1,492,953
県支出金	275,701	249,264	240,248	268,459	298,574
寄付金	7,566	17,948	28,540	76,623	116,691
繰入金	116,509	159,719	283,992	301,476	25,978
諸収入	107,780	112,518	117,014	110,373	112,857
地方債	249,200	343,400	556,900	349,500	386,046
その他	210,436	119,560	84,846	72,514	248,183
(うち一般財源計)	3,917,738	3,932,655	4,001,515	4,142,816	4,298,785
一般財源比率(%)	78.2	78.3	77.2	80.0	67.0

資料:総務課

歳出状況の推移

(単位:千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳出総額	4,867,650	4,923,722	5,076,134	4,900,820	6,177,505
議会費	105,568	107,235	106,154	104,948	99,145
総務費	779,417	775,213	780,597	864,111	1,756,069
民生費	954,604	973,078	1,048,075	930,379	963,107
衛生費	676,264	609,724	593,995	595,948	730,576
労働費	297	295	295	295	295
農林水産業費	229,219	310,896	308,751	341,093	258,847
商工費	155,821	201,205	378,921	199,545	305,172
土木費	685,772	759,766	540,002	514,598	524,435
消防費	212,386	213,606	239,893	227,308	212,823
教育費	777,956	729,829	819,574	780,713	812,868
災害復旧費	48,437	0	0	54,261	238,495
公債費	241,909	242,875	259,877	287,621	275,673

資料:総務課

3 広域行政の促進

①広域行政の促進

現況と課題

- 住民の日常生活圏が市町村の区域を越えて広域化していることを背景に、広域のかつ総合的な市町村の行政を推進する圏域として、昭和 40 年代に広域市町村圏が設定されました。
- 広域市町村圏では、圏域の計画的な振興整備を図るため、広域市町村圏計画を策定し、広域ネットワークの形成や広域的に取り組む事務・事業の総合的な調整などを行っています。当町が属する仙南地域でも、昭和 47 年に仙南地域広域行政事務組合が発足し、消防及び救急業務、廃棄物処理施設、火葬場の設置と管理運営、介護保険・障がい者認定業務などが行われ、着実に実績を重ねています。
- 当町は地理的条件から仙南広域水道や広域下水道には属さないなど、広域行政と足並みをそろえられないものがありますが、今後も仙南地域の自治体と連携を強化し、地域特性を生かした都市圏づくりへ積極的な参画を図っていくことが必要です。

基本方針

- ①広域行政の推進
行政の運営を効率的・効果的に行っていくために、広域的な連携による共同処理を担う広域行政組織の重要性を認識し、広域的な枠組みに積極的に参画します。
- ②広域連合の推進
地方分権や道州制の議論の進展、さらに多種多様化する社会的情勢を背景に、広域的な市町村の連携による自治体基盤の強化が不可避であることから、広域連合や広域的枠組みの議論に前向きに参加します。

主要施策

- 広域行政事務組合の充実強化
- 一部事務組合の整理統合と事務処理の効率化
- 新規事務事業の検討
- 広域的な経済、文化活動の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
広域行政の推進	既存加入枠組みの維持、新たな枠組みの議論参加

②周辺市町との連携強化

現況と課題

- 当町は、市町村合併に関する取り組みは当面ありませんが、隣接する仙台市などとの事業連携強化や、周辺市町との情報交換及び共通課題の解消を進めていく必要があります。

基本方針

- ①当町の特性を生かす連携強化の推進
当町の特性を生かしつつ、第一次産業や観光分野において、周辺市町と連携した事業を推進することにより、周辺市町との相乗効果を見据えた地域活性化を推進します。
- ②近隣市町の共通課題解決
周辺市町との共通課題を整理し、単体での解決が困難なものについては相互連携を強化して、解決策の検討と実行を推進します。

主要施策

- 仙台市などの近隣市町との協力による事業の円滑化
- 仙台都市圏との連携強化
- テーマに応じた周辺市町と協力体制の確立
- 県境を越えた連携の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
近隣市町村の連携	効果的な連携事業の展開

4 生涯学習の振興

①生涯学習理念の推進

現況と課題

- 生涯学習とは、町民一人ひとりが生涯にわたって行う学習活動全体を表し、自己充実や生活の向上に役立つことであり、自分に適した手段・方法を選び、生涯を通じて学習活動をすることです。
- 生涯学習は学校や社会の中で、意図的、組織的な学習活動としてとらえることだけでなく、スポーツ・文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動など自発的な活動も含まれます。こうした考えに基づき、町民一人ひとりが、生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができる、充実した生きがいのある社会を目指す必要があります。
- 当町では、家庭教育、女性教育、少年教育、青年教育、成人教育、高齢者教育、芸術文化、生涯スポーツ、一般の9分野で社会教育事業を行うとともに、「町民ひとり1学習、1スポーツ、1文化活動」をテーマに、生涯学習体制の基盤整備、生涯スポーツの振興充実、芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用を推進します。
- 今後は当町の将来像を見据え、地域・学校・家庭の協働による連携を図り、町民一人ひとりが生きがいを持った生涯学習の実現を目指していく必要があります。
- 現代社会における課題は多種多様となっており、高度化・多様化する町民の学習ニーズに対応し、町民の生涯を通じて主体的に学習活動ができるよう、各分野における事業展開、講座等の拡充を図っていく必要があります。



基本方針

- ①学びを追求した教育の実現
町の教育課題を的確に把握しながら、生涯学習の視点に基づく社会教育を推進し、「生きる力」と「深い郷土愛」に満ちた町民の学びを培う教育の実現に努めます。
- ②地域・学校・家庭における協働教育による連携
多くの町民が生きがいを見つけられるような機会提供とそれを支える生涯学習体制の環境整備のため、地域・学校・家庭における学習情報の共有化や協働による相互連携を推進します。
- ③多様な学習ニーズへの対応
町民の潤いと生きがいに満ちた生活を目指し、各年代層やそれぞれの分野にわたった学習活動に対応した支援策を推進します。

主要施策

- 学習需要に対応した事業計画と実践
- 社会教育関係団体の育成と連携強化
- 地域・学校・家庭における協働体制の推進
- 学習情報の収集と提供
- 学習ボランティアの把握と協働教育の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
生涯学習の推進	町民ひとり1学習、1スポーツ、1文化活動実施者数の増加

②社会教育施設の整備

現況と課題

- 当町の社会教育施設は、公民館 1、公民館分館等 17、B&G 海洋センター、総合運動場からなり、施設の状態をみると、地域の生涯学習の拠点となる分館の整備が進み、身近な場所での生涯学習への取り組みが増えてきています。
- 公民館内の図書室は図書館の規模ではありませんが、利用者増加のために宮城県図書館の協力を得て、図書の整理及び購入を図っております。今後とも、図書の整理や購入を定期的に進めるなど、時代のニーズに即した図書室づくりを目指しています。
- 当町では、町内小・中学校の体育館や校庭を地域の人たちに開放しており、地域活動やスポーツの利用が増えています。生涯学習社会の形成を目指し、小・中学校を地域住民のコミュニティの核として、また、生涯学習の場として、積極的に地域への開放を進めています。

基本方針

- ①社会教育関連施設等の整備
生涯学習の拠点施設及び社会教育関連施設の長寿命化に対応した整備、並びに維持管理体制の改善を進めます。
- ②学校開放等の施設利用の推進
小・中学校施設を生涯学習機会の提供場所として、積極的に地域への開放を進めていくことに加え、社会教育施設に類する公的施設についても、地域コミュニティや地域活動の拠点として活用されるよう、使用手続きの簡略化や使用情報の共有化を推進します。

主要施策

- 社会教育施設の整備及び維持管理
- 地域の学習拠点として社会教育施設の機能の充実
- 公民館図書室蔵書の充実に向けた整備推進
- 小・中学校体育施設における地域利用の推進
- 学校開放管理運営体制の整備

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
施設利用の推進	施設利用者数の増加

5 地域文化の醸成

①文化活動の推進

現況と課題

- 当町には、都市部から移り住んできた芸術家が多く在住していることから、芸術家と町民の交流を促進するとともに、川崎町らしい文化活動を推進し、より多くの町民による地域に根差した個性的で多様な文化活動の展開を促していくことが望まれています。
- 川崎町文化協会は設立から 30 周年を迎え、町内地域の伝統と文化活動を支える団体として定着していますが、近年は会員数の減少や高齢化が進んでいます。
- 社会状況等の変化により、古くから伝えられてきた文化や慣習等の継承が次第に希薄化している傾向にあります。

基本方針

- ①文化芸術活動の推進
当町の各地域に点在している文化芸術との交流機会を設定しながら、相乗的な文化活動の継承と発展を、川崎町文化協会を中心に図っていきます。
- ②古き良き文化や慣習等の継承
時代の進展とともに、変わるべき流行と変えてはならない不易の文化・事業を継承していきます。

主要施策

- 文化芸術活動の充実
- 文化団体の育成と文化活動の拠点づくり
- 伝統文化の活用方策の展開

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
文化団体の育成	18 団体→増加

現況と課題

- 当町では、本砂金鹿躍り、川崎神明神楽、宮城蔵王支倉豊年踊り、小野田植踊りを町指定無形民俗文化財に認定し、その活動を支援するとともに、各保存団体における地域文化の継承を行っています。
- 縄文時代の埋蔵文化財をはじめ、歴史街道の笹谷街道等、有形・無形の文化的遺産が数多くあります。
- これらの文化財の一部は、保存・継承を図る一方、小冊子による記録保存をしていますが、都市化の進展とともに忘れられ、また失われるものも多く、保護対策の一層の充実強化が必要となっています。
- 青根温泉「不忘閣7棟」に加え、平成29年に「岡崎旅館2棟」が国登録有形文化財（建造物）となりました。「不忘閣」保管の古文書についても、大学等と共同で調査をしています。
- 平成27年度に郷土史年表、平成29年度に文化財報告書第12集「古文書」を発刊しています。
- 近年の山城（中世城郭）ブームにより、雄大な遺構が今なお残る山城跡として、遠方から見学者が訪れるなど注目を集めています。地域の重要な財産資源として、地区住民と一体となった整備が進められています。

基本方針

- ①地域文化の保全・継承
地域文化を学校教育の中などに取り込み、小さいころから地域の良さや地域文化に接する機会を設けます。
- ②歴史的文化遺産の継承
文化財や民俗資料の調査、保護、活用を進め、郷土の歴史文化の継承を図ります。
- ③中世城郭跡の調査・整備
歴史的遺構が残る城址跡の調査研究と整備を図り、地域資源として保存し活用を図ります。

主要施策

- 学校教育などにおける地域文化の保全・継承
- 文化財の保護・活用・継承と保護団体の育成
- 文化財の調査研究の推進と保護対策の充実
- 新たなテーマ設定による川崎町の文化財等冊子の整備
- 山城を中心とした地域内史跡の環境整備

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
地域文化の保全	文化継承機会の増加



6 国際化の推進

①国際交流の推進

現況と課題

- 当町は、江戸時代に慶長遣欧使節として太平洋と大西洋を渡り、ローマ教皇パウロ5世に謁見し伊達政宗の親書を渡した、国際交流の先駆者である支倉常長ゆかりの地です。
- 民間の外国語指導助手（ALT）を活用し、児童生徒の英語教育や国際理解に力を入れて取り組んでいます。
- 国際社会に対応する人材育成や幅広い交流活動が重要になっており、海外派遣事業への参加など、外国人との共生社会構築のための取り組みが求められています。

基本方針

- ①国際人の創出の推進
急激なグローバル化の進展から、国際的感覚に長けた人材の育成が求められており、青少年の海外派遣や外国人の交流活動を展開するなど、国際人の創出を図ります。
- ②民間による国際交流活動の支援
当町に居住している外国人の方々が積極的にイベントに参画する機会の設定や町民とふれあえる事業を推し進めることによって、外国人の町内の異文化への理解度の向上と第二の故郷としての住み心地の良い風土づくりを展開します。
- ③国際化対応のまちづくりの推進
外国人の国内居住または訪問増加に対応した国際化社会の潮流に沿ったまちづくりを進めるため、町内外国人をはじめとする人材との協力体制システムの構築を図るとともに、外国人用案内板の整備や観光パンフレットの充実を促進します。

主要施策

- 国際理解教育の拡大
- 青少年の海外派遣・ホームステイ受け入れ（みやぎ蔵王三源郷国際交流派遣事業）
- 居住外国人との交流促進
- 案内板等の英語・中国語等併記の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
外国人居住者の増加	外国人居住者の増加



7 スポーツ・レクリエーションの振興

①生涯スポーツの振興

現況と課題

- 少子高齢化社会の到来や子供の体力低下、スポーツ離れ、健康問題等の関心から、様々なスポーツ活動に対する役割や重要性が見直され、町民の意識や関心が高まっています。
- 当町では、町民の健康増進とスポーツを通じた連帯感の醸成や地域づくりの活性化を促進するため、幼児から大人まで幅広い年齢層を対象に、各種教室や大会を実施し、「町民ひとり1スポーツ」の理念に基づき、生涯スポーツの振興充実を図っています。
- スポーツ活動の幼少期からの取り組みや、シニア世代におけるスポーツ人口の増加から、幅広い年齢層でスポーツを楽しむ人が増えています。今後も多様なスポーツニーズに対応し、体育協会、スポーツ少年団活動の一層の活性化と、町民一人ひとりがスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブ事業の活用など、地域内のスポーツ環境整備を進めています。



基本方針

- ①生涯スポーツ4本の柱の推進
当町はこれまで「競技」、「健康」、「レクリエーション」、「スポーツ」等の普及促進を図ってきましたが、高齢者を対象に、転倒予防のための運動を基本とした「リハビリテーション」スポーツも今後推進していきます。
- ②スポーツ人口の拡大と環境整備の推進
「町民ひとり1スポーツ」を基本に、自分に適した様々なスポーツがいつでも気軽に楽しめるよう、各種教室、大会等の開催や、体育協会加盟団体、スポーツ少年団活動に参画しやすい環境づくり、また、指導者の育成などを推進し、スポーツ人口の拡大を図ります。
- ③スポーツを通じた高齢者の健康的な生活づくり
軽スポーツやレクリエーションを活用した高齢者の健康や生きがいづくりを促進し、身近にスポーツを楽しめる環境を整備します。

主要施策

- スポーツ団体活動の活発化と充実・育成
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業の推進
- 各種スポーツ教室、大会の拡充

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
スポーツ人口の拡大	町民スポーツ人口の増加



現況と課題

- 当町の社会体育施設として、B & G海洋センターと総合運動場がスポーツ活動の拠点となっています。しかし、完成から30年以上が経過していることから施設設備の老朽化が懸念されます。今後、長寿命化を図りながら安全で快適な施設の利用が行われるよう計画的に修繕を行う必要があります。地域においては各小・中学校体育館及び校庭を開放し、広く市民に親しまれています。
- B & G海洋センターは、体育館とプールがあり、体育館は1階がバスケットボールコート1面分の面積を有するアリーナ、2階がトレーニングルーム、プールは25m×6コースの規模です。
- 総合運動場は多目的グラウンドと人工芝多目的コート（テニスコート3面・フットサルコート2面）で、両施設とも夜間照明設備が整備されています。
- 当体育施設の利用にあたり、受益者負担の原則から使用料および照明利用料を徴収しています。市内のスポーツ振興と青少年の健全育成を目的に、体育協会やスポーツ少年団など、町の外郭団体や地域スポーツ活動団体の施設使用料については、その一部を減免しています。
- 令和2年度には、B & G財団助成金事業を活用した海洋センターの大規模改修を実施し、アリーナ照明LED化、暖房設備更新、観覧モニターの設置、玄関バリアフリー化と更衣室の改修を行っています。また、令和3年度にはプール及び屋外トイレの改修を行いました。

基本方針

- ①既存施設の改修
施設長寿命化を図るため計画的に改修を進め、さまざまな補助事業等の活用を検討していきます。
- ②民間委託等による施設の管理運営
今後とも民間の活力を最大限発揮できる環境を整えながら、当町の社会体育施設全般の管理運営をしていくことで、行政と民間が一体となったスポーツの振興、スポーツイベントの企画・運営を目指していきます。

主要施策

- 長寿命化に向けた既存施設の改修、整備
- 社会体育施設など地区スポーツ活動拠点の整備
- 施設管理の民間委託により、より地域に密着した施設運営の推進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
効率的な施設運営	施設長寿命化への取組



③スポーツイベントの推進

現況と課題

- スポーツを通じて町民が心身ともに健康であるとともに、地域内コミュニティの活性化を図るため、行政区を中心にスポーツ・レクリエーション活動を推進し、日常的なスポーツ行事の拡充と町民相互の親睦融和を図っていく必要があります。
- 当町の自然豊かな環境を最大限に活用し、「水」、「山」、「人」をテーマとしたスポーツイベントを開催することで、故郷の魅力を再発見するとともに、町民の健康増進及び郷土愛を深めていく必要があります。

基本方針

- ①行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業の推進
スポーツを通じて健康増進と親睦融和を図り、全町的なイベントにおけるボランティア活動の活性化により、地域力の向上を目指していきます。
- ②自然環境を生かしたスポーツイベントの開催
当町の自然環境を活用し、「川崎レイクサイドマラソン」、「水のスポーツ」としてカヌーやSUP（スタンドアップパドルボード）体験、「山のスポーツ」として登山やトレッキングを振興します。また、各種スポーツイベントを開催するとともに、故郷の魅力を再発見するきっかけと参加者相互の親睦を深め、「人」とのつながりを強化していきます。



主要施策

- 行政区スポーツ・レクリエーション活動への指導者派遣
- 地域特性を生かしたスポーツイベントの開催
- 各種スポーツ関係機関との連携・支援
- 川崎レイクサイドマラソンの開催

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
スポーツイベントの推進	地域主体イベントの増加

8 青少年の育成

①青少年活動の促進

現況と課題

- 近年の核家族化、少子化、生活の多様化など社会環境の変化に伴い、青少年健全育成における阻害要因の増加や、町民の地域連帯意識の希薄化などが当町でも見られるようになってきました。
- こうした変化は、児童生徒ではいじめや不登校、非行などの問題行動につながるおそれがあり、自己判断力と抑制力の育成、対人関係の在り方や心の指導などが重要となっています。また、青年層においては、個人生活重視の傾向が顕著となり、集団活動や社会性が欠如することなどが指摘されていますので、地域活動への参画をとおして社会に対する関心と責任感、異年齢や仲間どうしの協調性を育むことが必要となっています。
- 当町では教育委員会を中心に、少年教育の一環として小学生の中高学年を対象にした「野外活動リーダー研修会」や中高生を対象にしたジュニア・リーダーの各種研修会などを実施し、団体生活を通して基本的な生活習慣を身につけ、リーダーやボランティアとしての資質向上を図る取り組みを行っています。
- 町内には、地域子ども会、スポーツ少年団、みどりの少年団が組織されていますが、地域子ども会において少子化による対象者の減少に加え、集団的な活動を敬遠する傾向がみられ、加入者が年々減少しています。また、社会環境の変化により青年層の活動も活発とはいえない状況にあります。
- 今後は、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえながら一層連携を強め、非行防止にとどまらず、青少年自身の社会参加活動を積極的に促進し、心身共にたくましく豊かな人間として育てていく必要があります。



基本方針

①青少年の健全育成

体験活動を通して自然とふれあう機会を定着させるとともに、仲間づくりやふるさと意識を高め、地域のリーダーや指導者の育成を推進します。

②地域活動への参画促進

青少年のまちづくりに対する意識の高揚や浸透を目指し、地域活動への参画を促します。

主要施策

- 自然や人とのふれあい、体験的学習などの機会の提供
- 子ども会育成会の活動支援と連携強化
- 各種指導者の養成と研修の充実

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
青少年の健全育成	ジュニア・リーダー参加者数の増加
地域活動参画促進	地域活動事業への参加件数の増加



現況と課題

- 当町は豊かな自然に恵まれ、笹谷オートキャンプ場（るぼぼの森）・セントメリースキー場・国営みちのく杜の湖畔公園北地区エコキャンプ場といった野外活動施設が整備され、そのほかにも自然を活かした北川河川公園や、やすらぎ広場緑地公園など、来場者が自然の中で自由に使える環境が整備されています。また、近年では廃校学校施設を利用したスポーツやキャンプ場、交流施設などの民間運営が行われています。今後も青少年が多様なスポーツや文化、自然とのふれあいを通じて広域的な交流ができるよう、青少年の研修活動の場として更なる利用促進が望まれています。

基本方針

- ①青少年活動施設の利用促進
青少年を中心に実施している野外でのキャンプ活動を通じた自然体験や生活体験から、感動を呼び起こす施策をより充実して行うために、活動施設の利用を促進します。
- ②民間施設と相互協力による活性化
地域住民の利用促進および町内施設の有効活用のため、各施設と連携・協力による事業運営を推進し、相互交流による活性化を図ります。



主要施策

- 地域素材と自然を生かした環境教育施設の利用促進
- 総合型地域スポーツクラブ事業と連携した野外活動施設の利用促進

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
施設の利用促進	野外施設の青少年研修利用率の増加

9 町民の主体的な活動の支援

①活発なコミュニティ活動の推進

現況と課題

- 高齢化が進行することによる独居老人問題や社会活動の停滞などにより、地域住民間のコミュニケーションの希薄化が叫ばれています。
- 地域内のコミュニティ活動の有無が、普段の生活だけでなく、自然災害など緊急時における救援活動や、避難所開設・運営にも、大きく影響すると言われています。

基本方針

- ①地域コミュニケーション力の向上
地域住民や趣味の活動の仲間などが、日ごろから活発に意思疎通を図れるよう、活動しやすい環境づくりを推進します。
- ②地域内協働の気運づくり
地域の社会教育活動の拠点施設として、公民館分館事業の活性化と施設整備の充実、地域力向上を図ります。

主要施策

- 地域の学習施設としての利用促進と機能充実
- 地域コミュニティの醸成と地域文化の伝承支援
- 公民館分館事業における地域内自治活動の推進
- 軽スポーツ・レクリエーションを活用した交流事業の実施

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
施設の利用促進	野外施設の青少年研修利用率の増加

②男女共同参画の推進

現況と課題

- 近年、男女共同参画への理解は広まりつつありますが、家事や子育てなど性別による固定的な役割分担は解消されているとはいえません。また、職場や各種団体において、女性が役職に登用されている割合も低いのが現状です。男女共同参画意識を身に着け定着できるよう推進していく必要があると考えます。

基本方針

- 性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮し、男女がともに仕事と家庭、地域生活との調和を大切にする心豊かな社会づくりを推進します。

主要施策

- 固定的性別役割分担意識の改革
- 女性自身の意識や行動の改革

関連 SDGs



目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区 分	目 標
男女参画意識の啓発と教育	情報提供や広報活動等

③NPO活動等の支援

現況と課題

- NPOは、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことに伴い、法人格を有することによって活動の幅が広がっています。(広義のNPOには法人格を持たないボランティア団体も含まれます。)
- 「行政サービス」から「公共サービス」へという社会構造の変化に比例したニーズの増大と多様化を背景に、その専門性や先駆性などを生かし、自主的・自発的に活動するNPOは、公共の担い手として、福祉、環境、まちづくり等の分野で欠かせない存在となっています。
- NPO組織についての世間的な理解・認知度の不足、または脆弱な運営基盤、不安定な活動場所・活動機会など、NPO活動にはまだまだ様々な課題があります。

基本方針

- ①NPOと行政の協働
町民のニーズの把握や施策の実施方法について、多角的な視点から検討を行うため、町民やNPOの政策プロセスへの参加を促進します。また、業務委託に限らずに協働による連携を図っていきます。
- ②NPO活動の支援
NPOが社会的貢献活動を行うにあたり、広く町民へ活動内容を報告できる機会の設定支援をはじめ、行政と連携したまちづくりの進展に向けた情報の共有化や話し合いを行うなど、パートナーシップ体制づくりを促進します。
- ③NPO設立の支援
公共サービスの担い手として、NPOは社会に欠かせない存在であることから、社会的課題解決に向けて立ち上がろうとしている人々の声をくみ取る姿勢を周知するとともに、組織化の手続き支援や事業アドバイス、または他のNPOとの連絡調整ができる窓口の拡充を推進します。

主要施策

- 既存NPO活動の後方支援の推進
- NPOと行政の協働事業の推進
- NPO設立支援窓口の拡充

関連SDGs



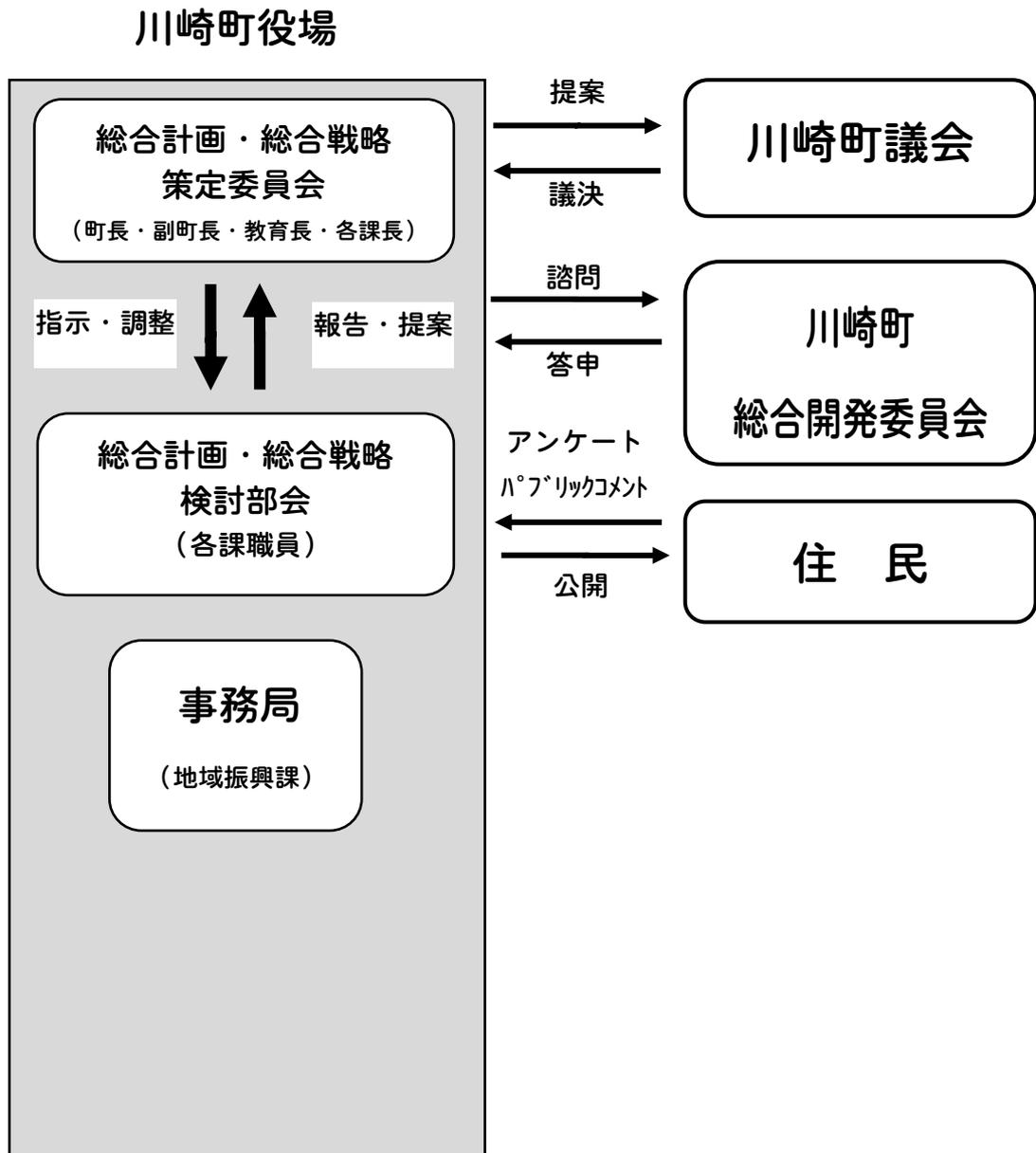
目標とする指標(重要業績評価指標(KPI))

区分	目標
NPO 参画機会の確保	事業への参加
新規 NPO への支援	手続き等の周知



資料編

1 第6次川崎町長期総合計画の策定体制



2 第6次川崎町長期総合計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
令和2年2月3日	総合計画アンケート調査業務委託 契約締結
3月30日	総合計画アンケート調査業務委託 変更契約締結
7月8日	総合計画住民アンケート調査票の配布 対象：18歳以上の町民 1,600人（郵送）
10月28日	総合計画アンケート（学生対象）調査業務 委託契約締結
12月9日	総合計画学生アンケート調査票の配布 対象：町内の中学校と県立高等学校（町内在住者）の生徒 240人 （各学校による配布・回収）
令和3年9月14日	まちづくり検討委員会 計画策定方針・スケジュール等について
10月15日	第1回策定委員会（1/3） 計画策定に関する体制・基本骨子案等について
10月18日	担当職員向け説明会 計画策定に関する体制・基本骨子案等について
10月29日	第1回総合開発委員会（1/3） 計画の概要・骨子案について 総合開発委員会へ諮問
11月18日	議会総務民生常任委員会 計画策定状況経過報告 生涯学習課検討部会 ジュニアリーダー意見交換
11月19日	保健福祉課検討部会 町民生活課検討部会
11月22日	総務課検討部会
11月26日	議会全員協議会 計画策定状況経過報告 農林課検討部会
11月29日	幼児教育課検討部会

年 月 日	経 過 等
令和3年 11月 30日	建設水道課検討部会 ジュニアリーダー意見交換（2回目）
12月 1日	建設水道課検討部会（2回目） 町民生活課検討部会（2回目）
12月 14日	第2回策定委員会（2/3） 計画中間案について
12月 20日	第2回総合開発委員会（2/3） 計画中間案について
12月 23日	議会全員協議会 計画中間案報告
12月 24日	全課対象検討部会 計画中間案確認依頼 ホームページに計画中間案を公開 パブリックコメント募集開始
令和4年 1月 14日	パブリックコメント募集終了
1月 26日	第3回策定委員会（3/3） 計画最終案について
1月 31日	第3回総合開発委員会（3/3） 計画最終案について
2月 15日	総合開発委員会より答申
2月 17日	議会総務民生常任委員会 計画最終案説明
3月 1日	議会全員協議会 計画最終案説明
3月 10日	議会定例会 計画最終案の議決

3 第6次川崎町長期総合計画の諮問及び答申

地企第227号
令和3年10月29日

川崎町総合開発委員会
委員長 松田 道雄 殿

川崎町長 小山 修作

「第6次川崎町長期総合計画（案）」並びに「第2期川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について（諮問）

このことについて、今後のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、川崎町総合開発委員会条例第4条の規定に基づき、貴委員会に諮問いたします。

記

諮問事項

- (1) 第6次川崎町長期総合計画案（基本構想、基本計画）について
- (2) 第2期川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略案について

令和4年2月15日

川崎町長 小山 修作 殿

川崎町総合開発委員会
委員長 松田 道雄

「第6次川崎町長期総合計画（案）」並びに「第2期川崎町まち・ひと・しごと
創生総合戦略（案）」について（答申）

令和3年10月29日付け、地企第227号で諮問のありました標記の件について、15人の委員により3回開催しました。会では、川崎町民の目線に立ちながら、専門的な見地により建設的な議論を重ね、次のとおり取りまとめたのでここに答申いたします。

つきましては、本計画の将来像とした【『かわさき 誰もが主役になれるまち』～あなたのちょうどイイを目指して～（可輪作希）】を実現するために、広く町民に周知していただくとともに、町民が同じ方向を向いて協働しながら本計画における施策が展開されることを望みます。

なお、計画を推進するにあたり、下記の事項について十分なお配慮をいただくよう要望いたします。

記

《要望事項》

- 1 本計画で示す施策が町民と協働で推進できるよう分かりやすく周知すること。
- 2 本計画で示す施策の効果検証は日常的に行い、柔軟に展開すること。
- 3 川崎町内・外に川崎町の良さを積極的に発信していくこと。
- 4 今後も増えることが予想される空き家は、防犯上の観点からも「移住・定住」施策の受け皿として活用していくこと。
- 5 町民の生活を支える「しごと＝生業（農業・林業をはじめ既存企業や進出企業等々）」を注視し、これまで同様適切な政策を展開すること。
- 6 町民誰もが様々な能力を発揮できる環境づくりに努めること。

4 川崎町総合開発委員会委員名簿

NO	職名	氏名	区分	任期
1	尚絅学院大学 人文社会学群人文社会学類教授	松田 道雄	2	R3.10.1～ R5.9.30
2	川崎町議会議長	眞壁 範幸	1	R3.10.1～ R5.9.30
3	川崎町議会副議長	遠藤 美津子	1	R3.10.1～ R5.9.30
4	総務民生常任委員会委員長	眞幡 善次	1	R3.10.1～ R5.9.30
5	産業建設教育常任委員会委員長	神崎 安弘	1	R3.10.1～ R5.9.30
6	議会広聴・広報委員会委員長	大沼 大名	1	R3.10.1～ R5.9.30
7	川崎町農業委員会会長	大松 一男	2	R3.10.1～ R5.9.30
8	川崎町教育長職務代理者	大宮 喜久江	2	R3.10.1～ R3.12.12
9	川崎町教育長職務代理者	穴戸 敦彦	2	R3.12.13～ R5.9.30
10	川崎町商工会会長	鈴木 正司	2	R3.10.1～ R5.9.30
11	川崎町森林組合代表理事組合長	最上 昇	2	R3.10.1～ R5.9.30
12	川崎町社会福祉協議会会長	丹野 誠一	2	R3.10.1～ R5.9.30
13	川崎町ボランティア友の会会長	北 きな子	2	R3.10.1～ R5.9.30
14	国土交通省東北地方整備局 東北国営公園事務所 所長	佐々木 貴弘	2	R3.10.1～ R5.9.30
15	仙南信用金庫川崎支店支店長	後藤 誠	2	R3.10.1～ R5.9.30
16	株式会社プランニング・オフィス社 出版部副編集長兼デザイナー	及川 彩	2	R3.10.1～ R5.9.30

※上記「区分」については、川崎町総合開発委員会条例第2条の規定に基づき、下記のとおりです。

1：川崎町議会の議長、副議長及び各常任委員長

2：知識経験を有するもの

5 アンケート調査結果（抜粋）

1 調査の対象、調査方法及び回収結果

○調査対象：川崎町に居住する18歳以上の町民1,600人

○調査方法：郵送により調査票の配布及び回収を実施

○調査期間：令和2年7月～8月

○回収数：467人分（回収率29.2%）

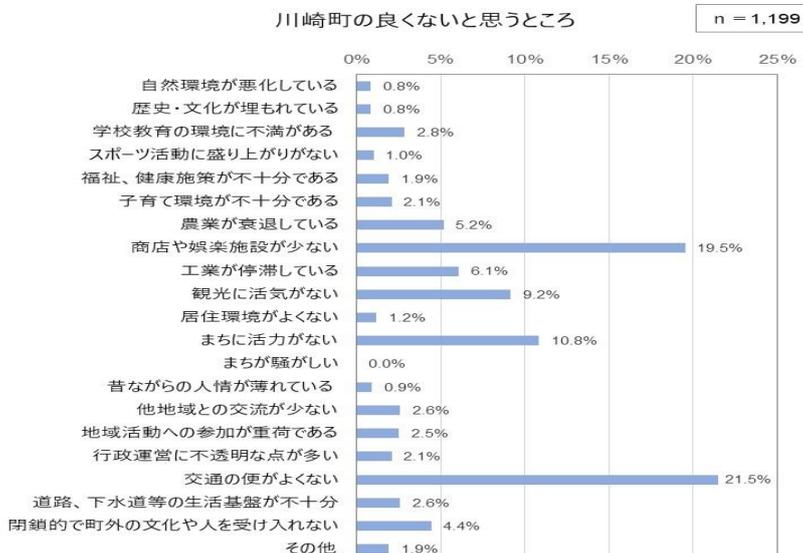
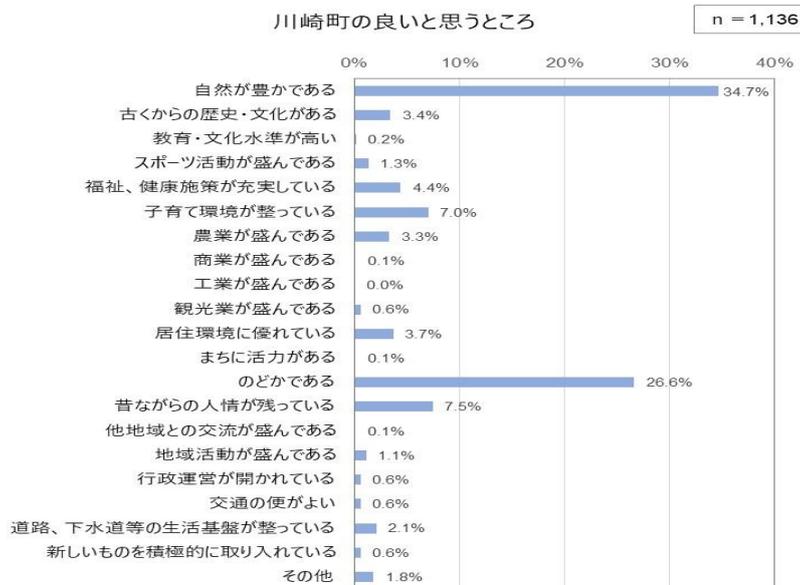
※グラフ・表中の「n」は「Number of case」の略で、割合算出の母数を示しています。

2 調査結果（抜粋）

(1) 川崎町の良いと思うところ、良くないと思うところ

○川崎町の良いと思うところとしては、「自然が豊かである」、「のどかである」が多数を占め、続いて「昔ながらの人情が残っている」、「子育て環境が整っている」が挙げられています。

○良くないと思うところとしては、「交通の便がよくない」が最も多く、「商店や娯楽施設が少ない」、「まちに活気がない」、「観光に活気がない」と続いています。



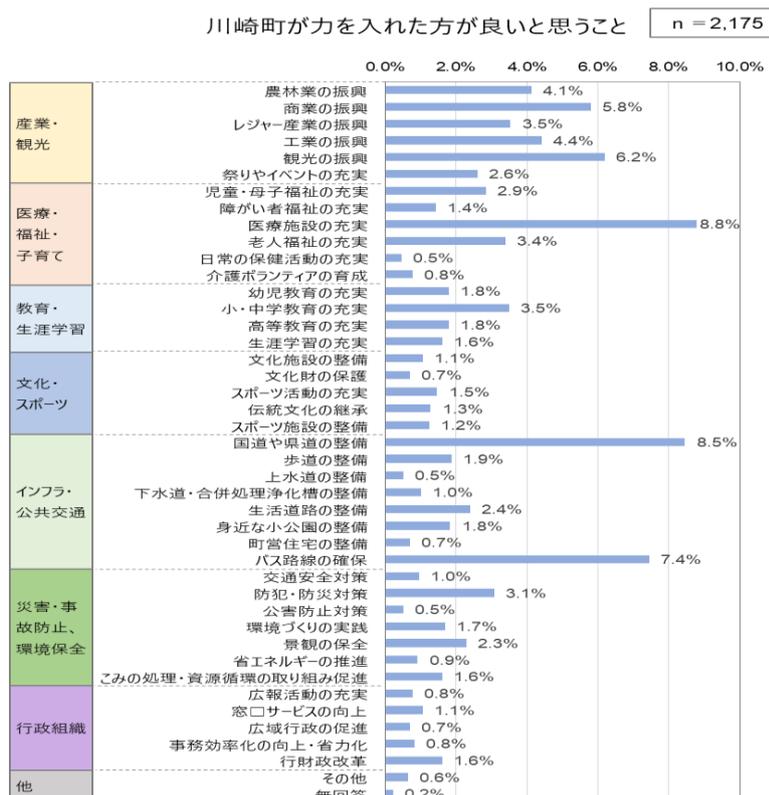
(2) 川崎町は将来、どのようなまちになるのが望ましいか

○将来の川崎町に望むものとして、「働く場が得られる企業が立地した産業の町」の回答が最も多く、次いで「国道沿いに郊外型の店舗が数多く立地する沿道利用が盛んな町」となり、企業や商業店舗の立地が主に挙がっています。また、「蔵王連峰や田園風景の景観を守り、水源の町として環境保全に力を入れた町」のように自然資源の保全を図ることも重要なものとして挙がっています。



(3) 今後のまちづくりにおいて川崎町が特に力を入れた方が良くと思うこと

○「医療施設の充実」が最も多く、次いで「国道や県道の整備」、「バス路線の確保」となっています。また、産業・観光分野の意見も一定の割合を占めています。



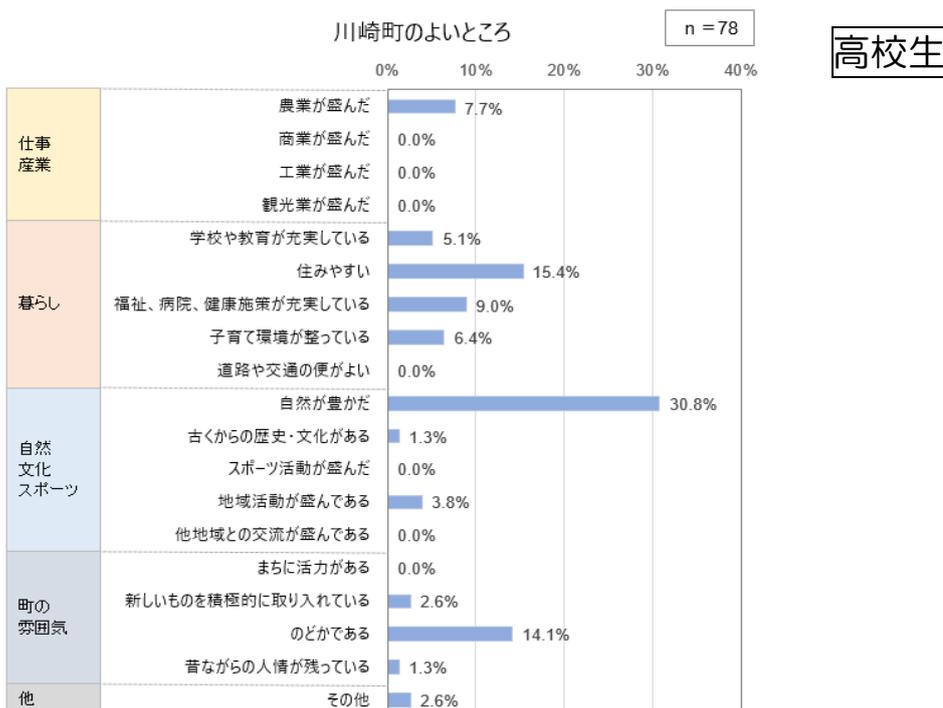
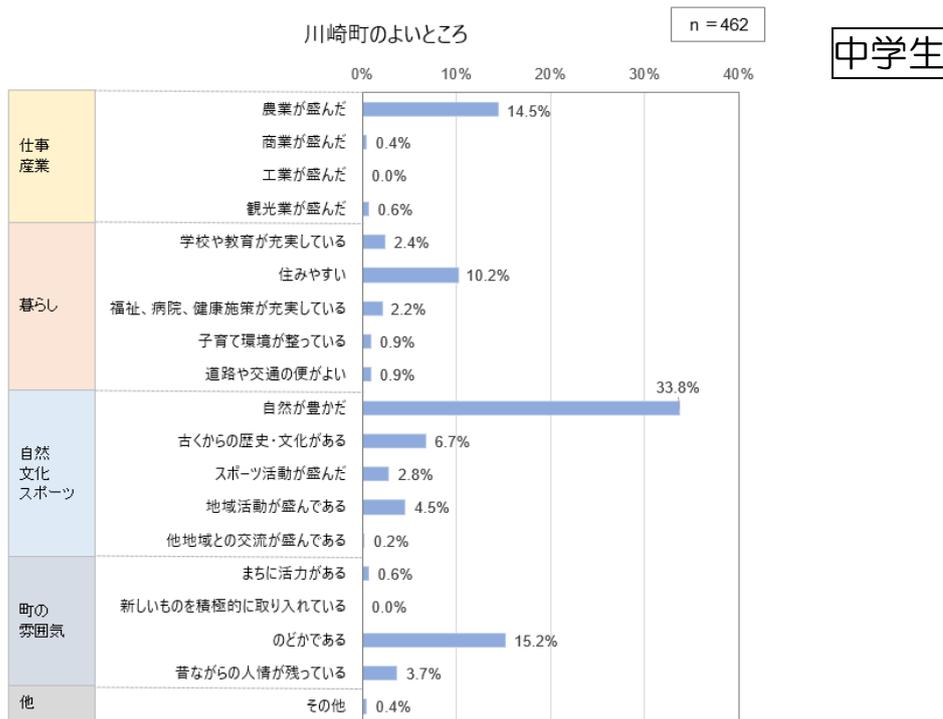
3 調査の対象、調査方法及び回収結果

- 調査対象：川崎町内の町立中学校と県立高等学校（町内在住者）の生徒 240 人
 - 調査方法：各学校を通じて生徒に調査票の配布及び回収を実施
 - 調査期間：令和2年 12 月
 - 回収数：223 人分（回収率 92.9%）
- ※グラフ・表中の「n」は「Number of case」の略で、割合算出の母数を示しています。

4 調査結果（抜粋）

(1) 川崎町の良いところ、良くないところ

○「自然が豊かである」が最も多く、「のどかである」、「住みやすい」、「農業が盛んだ」などが挙げられています。



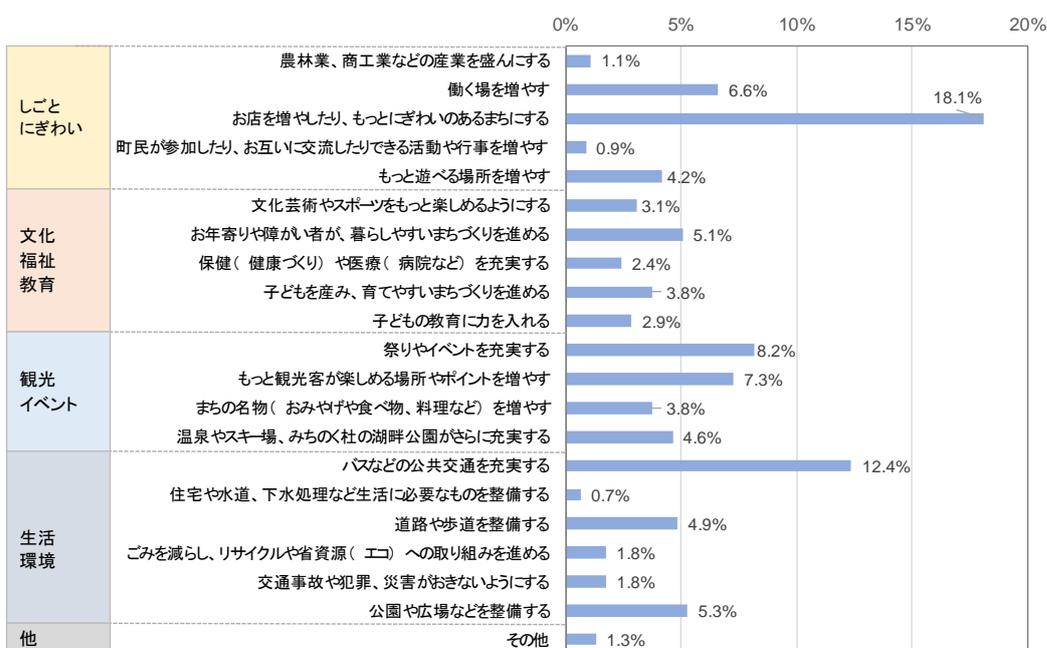
(2) 将来のために、川崎町が力を入れた方がよいと思うこと

○将来のために川崎町が力を入れた方がよいと思うこととして、「お店を増やしたり、もっとにぎわいのあるまちにする」が最も多く、次いで「バスなどの公共交通を充実する」となっています。

中学生

将来のために、川崎町が力を入れた方がよいと思うこと

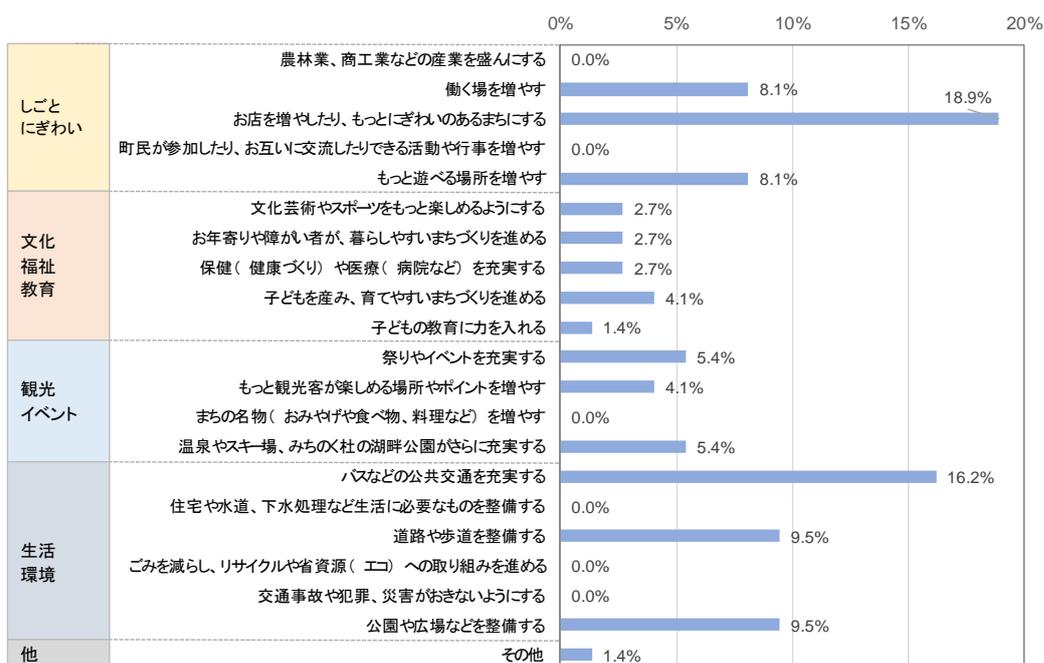
n = 453



高校生

将来のために、川崎町が力を入れた方がよいと思うこと

n = 74



第6次川崎町長期総合計画

発行日：令和4年3月

発行：宮城県川崎町

編集：地域振興課



宮城県 川崎町

<https://www.town.kawasaki.miyagi.jp>
QRコード（計画のデータはこちら）

